

一會 職 名

浦洲重工業開發株式會社

三所 在 地 (本 社 及 工 場) 本 社 新 京 特 別 市 興 仁 大 路 二 〇 五 號

支 店 東 京 都 墨 田 區 丸 内 二 ノ 十 八

成 立 年 月 日 康 德 四 年 (西 曆 十 二 年) 十 二 月 二 十 七 日

負 責 任 者 氏 名 總 裁 高 崎 進 之 助

資 本 金 (公 積 及 拂 込) 公 積 六 七 五 〇 〇 〇 〇 〇 〇 圓
拂 込 五 〇 六 五 〇 〇 〇 〇 〇 圓

株 式 所 有 者 ノ 概 要 (政 府 特 殊、主 要 株 主 其 他) 別 紙 ノ 通 リ

主 要 產 品 目、能 力 又 ハ 豫 定 生 産 無 シ

専 業 員 數 職 員、工 員 別、日 滿 其 他 別

職 員 約 四 〇 〇 名 (内 滿 系 約 一 〇 名)

八 法 人 格 (特 殊、準 特 殊、私 法 人 別) 特 殊 法 人

九 財 產 目 録 (最 近 ノ 決 算 分 ノ モ ノ) 別 紙 ノ 通 リ

十 資 産 負 債 表

十一 其 他 参 考 ト ナ ル ベ キ 事 項 無 シ

以 上

大株主名簿 (二十卷) 昭和十九年十一月十五日現在

○東京府政府特許 (平積五〇圓株込) 東京〇〇〇〇〇〇株
 ○東京府特許 (平積五〇圓株込) 東京〇〇〇〇〇〇株
 (平積五〇圓株込) 東京〇〇〇〇〇〇株

心算株数	記号	合計株数	所在地	株主氏名
1,000,000	—	1,000,000	東京	日本投資信託株式会社
1,000,000	—	1,000,000	東京	野村信託株式会社
1,000,000	—	1,000,000	東京	共立企業株式会社
1,000,000	—	1,000,000	東京	第一生命保険相互會社
1,000,000	—	1,000,000	東京	戦時金融會
1,000,000	—	1,000,000	東京	財團法人 漢濟會
1,000,000	—	1,000,000	東京	帝國海兵保險相互會社
1,000,000	—	1,000,000	東京	横濱代印株式会社

心算株数	記号	合計株数	所在地	株主氏名
1,000,000	—	1,000,000	東京	田村合名會社
1,000,000	—	1,000,000	東京	帝國生命保險株式會社
1,000,000	—	1,000,000	東京	第一海兵保險株式會社
1,000,000	—	1,000,000	東京	株式會社 野村生命保險株式會社
1,000,000	—	1,000,000	東京	野村生命保險株式會社
1,000,000	—	1,000,000	東京	三和信託株式會社
1,000,000	—	1,000,000	東京	財團法人 日産會
1,000,000	—	1,000,000	東京	株式會社 大分合同銀行
1,000,000	—	1,000,000	東京	第一生命海兵保險株式會社
1,000,000	—	1,000,000	東京	株式會社 埼玉銀行
1,000,000	—	1,000,000	東京	新三

以上



財産目録

昭和二十五年五月廿五日現在

有価証券	株数	金額
満洲製鐵株式會社株	七百五十萬株	四〇三〇五〇〇〇
同上 新株	四百萬株	一〇〇〇〇〇〇〇
協和鐵山株式會社株	八萬株	四〇〇〇〇〇〇
龍烟鐵鋼株式會社株	四十萬株	二〇〇〇〇〇〇〇
同上 新株	八十萬株	一六〇〇〇〇〇〇
本溪湖特殊鋼株式會社株	二十萬株	一〇〇〇〇〇〇〇
滿洲炭礦株式會社株	二百萬株	一〇一四二七一〇七
阜新炭礦株式會社株	二百六十七萬三千三百株	一三三三八三九〇〇〇
同上現物出資株式會社株	百七十三萬三千二百株	八六一六一〇〇〇〇
龍岡炭礦株式會社株	百四十八萬三千四百株	七四三三三〇〇〇〇
同上現物出資株式會社株	百九十一萬三千三百株	九五六六八〇〇〇〇
西安炭礦株式會社株	百四十萬株	七〇〇〇〇〇〇〇
密山炭礦株式會社株	二百萬株	一〇〇〇〇〇〇〇
扎賚炭礦株式會社株	百萬株	二五〇〇〇〇〇
漢塔炭礦株式會社株	八十八萬三千株	四四〇三一〇〇〇〇
理香炭礦株式會社株	三十萬株	一五〇〇〇〇〇〇〇
營城子炭礦株式會社株	十萬株	六六六〇〇〇〇〇
計		一六八七五〇〇〇〇

新炭三井株式会社	十萬株	五〇〇〇〇〇〇	〇〇
南票山炭礦株式会社	二十萬株	一〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇
滿洲輕金屬株式會社	百五十七萬四千株	七八七〇〇〇〇〇	〇〇
同上	二百三十七萬六千株	五九四〇〇〇〇〇	〇〇
安東輕金屬株式會社	百萬株	二五〇〇〇〇〇〇	〇〇
滿洲輕金屬株式會社	三十萬株	一五〇〇〇〇〇〇	〇〇
滿洲輕金屬株式會社	五十萬株	六二五〇〇〇〇〇	〇〇
滿洲輕山株式會社	三百萬株	一五〇〇〇〇〇〇〇	〇〇
同上	二百萬株	一〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇
同上	二百萬株	七五〇〇〇〇〇〇	〇〇
滿洲自動車株式會社	二百萬株	七五〇〇〇〇〇〇	〇〇
滿洲重機株式會社	九千萬株	四五〇〇〇〇〇〇	〇〇
滿洲工廠株式會社	二千株	一〇〇〇〇〇〇	〇〇
同上	六十萬株	一五〇〇〇〇〇〇	〇〇
滿洲工業株式會社	六百四十萬三千株	一九二三一〇〇〇	〇〇
滿洲化成株式會社	五萬株	六三五〇〇〇	〇〇
滿洲化學株式會社	二十萬株	一〇〇〇〇〇〇〇	〇〇
大陸化學株式會社	五萬株	六五〇〇〇〇	〇〇

滿洲火藥工業株式會社株	千四百株	70,000	00
同上新株	八萬株	200,000	00
滿洲鹽業株式會社株	五萬株	63,500	00
日產汽船株式會社株	二十三萬三千七百八十三株	1,848,000	00
同上新株	十一萬五千九百九十九株	5,520,000	00
滿洲石炭工業株式會社株	十萬株	5,000,000	00
其他		47,566	50
固定財產		10,842	103
投資會社基定		2,412,852	927
開發費基定		167,485	778
未收		4,334,745	47
假借		8,047,240	5
銀行		17,647,497	24
郵政		95,691	66
現金		1,661,181	66
合計		46,639,207	350

貸借对照表

(昭和十二年五月二十五日現在)

資	負債	計	資	負債	計
甲種株式	六十五萬	650,000	甲種株式	三十三萬	330,000
乙種株式	三十二萬	320,000	乙種株式	九萬	90,000
丙種株式	三十二萬	320,000	丙種株式	三萬	30,000
資本	六十五萬	650,000	資本	四十六萬	460,000
保證債務見込	三十三萬	330,000	保證債務見込	一六萬	160,000
現金	九萬	90,000	現金	一七萬	170,000
銀行	一七萬	170,000	銀行	一六萬	160,000
郵政	九萬	90,000	郵政	一四萬	140,000
未收	一六萬	160,000	未收	一四萬	140,000
假借	八萬	80,000	假借	一四萬	140,000
開發費基定	一六萬	160,000	開發費基定	一四萬	140,000
投資會社基定	二四萬	240,000	投資會社基定	一四萬	140,000
國定財產	一〇萬	100,000	國定財產	一四萬	140,000
有價證券	二〇萬	200,000	有價證券	一四萬	140,000
并込未済資本金	一六萬	160,000	并込未済資本金	一四萬	140,000
合計	466,392	466,392	合計	466,392	466,392



法定積立金	四〇三〇四三九	四三
別途積立金	九四三五七八三	五
社債	二六七一五五〇〇	〇
借入金	一一三二二七五〇	〇
投資会社勘定	六四三九八八	一
預金	一五一三三六三八	二
未払金	六〇五二八八八	一
仮受金	一五五五七一五	五
保証債務	(三三三五七二〇)	〇
前期繰越金	九〇四六五七六	三
当期純益金	一七六一五五九	七
合計	四六六三三六二	六

一 會社名 瀧洲製鐵株式會社

一 所屬地 (本社工場)

瀧洲國後山市昭和街一段一番地

一 設立年月日

昭和十一年四月一日

一 責任者氏名

理事長 岸本 綾夫

一 資本金 (公稱及拂込) 及株式所有者ノ概要 (政府持株主其他)

公稱資本金 4,000,000 圓

株式所有者 (株主) 2,000,000 圓 (株主 2,000 名)

株主名 株 金

政府府 4,000,000 圓

瀧洲製鐵 4,000,000 圓

大倉 4,000,000 圓

源 4,000,000 圓

一 主要生産品目及年産能力

品名 公稱能力 品名 公稱能力

鐵 210 萬噸 原 鐵 8 萬噸

鋼 塊 130 萬噸 鋼 石 (高) 30 萬噸

鋼 材 26 萬噸 石 炭 (食) 30 萬噸

一 従業員數

日 人 瀧 人

事務系統 1,000 人 1,000 人

技術系統 (含工員) 1,000 人

計 2,000 人 2,000 人

一 法人格 (特殊法人)

六 財產目錄 別 表 (鞍山本社)

一 重要負債表



財 産 目 録 (康 徳 11 年 9 月 末 現 在)

南 洲 野 鐵 山 本 組

資 産		部		資 産		部	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
繰込未済株金	100,000,000	00	雑 設 備	2,180,836	71		
製鉄設備			合 計	39,553,311	65		
製 鐵 工 場	11,859,037	21	附 帯 設 備				
鉄 鋼 工 場	18,131,289	67	用 地	16,830,297	71		
軋 軋 工 場	13,694,764	15	動 力 設 備	20,791,583	86		
散 材 工 場	16,566,720	78	水 動 設 備	11,503,017	91		
副 産 物 工 場	11,394,513	41	熱 管 理 設 備	6,890,418	36		
丸 炭 工 場	3,021,173	33	運 轉 設 備	25,583,707	58		
合 計	74,667,497	55	工 作 工 場	7,220,739	11		
製 鋼 設 備			研 究 院 設 備	2,629,086	55		
製 鋼 工 場	33,280,588	01	醫 療 院 設 備	6,753,380	36		
合金鐵工場	1,205,836	03	研 究 宅 設 備	37,039,823	09		
鋼 片 工 場	33,162,417	13	雜 設 備	13,618,012	08		
大 形 工 場	2,960,396	36	合 計	148,360,067	01		
小 形 工 場	301,533	11					
第二小形工場	1,011,014	70	財 産 権				
薄 板 工 場	443,442	37	儲 蓄 權	2,554,032	54		
精 製 設 備	7,366,197	80	租 賃 權	5,986,582	04		
合 計	79,731,425	51	特 許 權	608,977	31		
鐵 山 設 備			雑 権	332,433	46		
大 孤 山 採 鐵 所	11,592,430	02	合 計	9,482,025	35		
弓 長 嶺	6,527,122	45					
櫻 園	7,053,366	00	第 四 編 設 地 定				
鞍 山	9,832,228	48	儲 蓄 設 備	24,568,886	93		
甘 井 子	2,611,734	56	租 賃 設 備	31,148,647	59		
大 石 橋	3,755,593	43	附 帯 設 備	10,245,928	82		
			合 計	65,963,463	34		



資 産 部		資 産 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
第二次種股勘定		鉄鋼部保管品	1,070,175 57
種 股 費	10,545,289 31	製鐵部	13,610,095 86
種 股 假 損 金	2,178,950 27	化工部	523,244 17
合 計	X 1,950,864 56	採鐵部	10,982,430 84
製 品		動力部	1,242,041 64
製 品 材	1,437,399 31	運輸部	1,870,613 14
製 品 材	687,931 83	工務部	2,672,510 12
製 品 材	632,094 97	研究部	520,840 53
合 計	2,757,426 11	薬務部	465,989 44
年 製 品		保健部	963,342 40
年 製 品 材	11,653,843 68	鐵 産 品	34,728,415 80
年 製 品 材	424,112 94	雜 用 品	12,583,551 69
年 製 品 材	612,386 44	合 計	133,457,809 09
年 製 品 材	980,241 60	有 價 證 券	
年 製 品 材	2,024,557 00	公 債	80,787 37
年 製 品 材	1,280,695 61	株 券	82,870,225 00
年 製 品 材	16,071,974 56	儲 蓄 口	1,648,441 92
年 製 品 材	4,979,296 92	合 計	84,599,454 29
年 製 品 材	955,688 71	預 け 金	32,688,783 78
合 計	38,982,797 46	貸 付 金	6,869,927 58
製 造 特 殊 用 品	15,703,437 32	差 入 保 証 金	63,332 00
現 金	484,922 59	未 取 金	
貯 蔵 品		販 賣 未 取 金	12,135,120 67
貯 蔵 品	48,702,293 62	預 給	646,630 38
貯 蔵 品	3,502,264 17		



資 産 / 部		費 債 / 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
開口未取金	101,773,854.95	借入金	202,850,000.00
合計	114,553,606.00	短期借入金	3,597,191.91
借入金	121,137,159.84	短期借入金	18,400,808.66
用品假借金	129,587,776.89	短期借入金	766,752,155.76
合計	250,706,936.73	短期借入金	785,152,964.42
貸付金	15,375,331.36	差入金	7,750.00
整理勘定	649,671,038.30	受入保証金	78,716.51
前借差額	2,463,875.00	前貸員町金	10,090,899.40
		社員元保証金	13,091,342.25
		共済金	2,005,917.88
		支給金	
		用品未納金	21,670,075.20
		別給金	2,614,378.26
		開口金	42,831,304.03
		合計	67,112,657.49
		借入金	
		前貸整理金	74,970.95
		開口假借金	27,808,720.00
		合計	27,883,691.55
總計	1,880,813,572.16	總計	1,111,871,131.44

一 會社名 滿洲輕金屬製造株式會社
 二 所在地 滿洲國撫順市山本町四丁目
 三 責任者 世良正一
 四 資本金 二億萬圓
 內拂込金 一億四千萬圓
 未拂込金 六千萬圓

主ナル株主

滿業 三九五〇、〇〇〇株
 住友本社 二〇、〇〇〇株
 住友金屬 二〇、〇〇〇株
 昭和電工 九、〇〇〇株
 日本賣達 一、〇〇〇株
 アルミニウム 年産 一萬噸

生産品及能力
 従業員數

職員 五〇〇人
 日本職員 六〇〇人
 滿人工員 四、〇〇〇人

七 法人格 滿洲國特殊法人
 八 財産目錄 營業報告書添附
 九 資産負債表
 一〇 其他參考トナルベキ事項ナシ

以上



資		負債	
科目	金額	科目	金額
未拂込資本金	六〇,〇〇〇,〇〇〇	資本金	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇
事業費	六一,四〇六,五四三	長期借入金	一六,七八九,七八五
建設費	四二,九五七,五八七	短期借入金	一,六〇七,七〇四
資本参加	二〇,四四八,七三三	買掛金	六四二,六〇五
長期投資	一一,五七一,一五八	前受金	九,二五八
貯蔵品	一三,六五八,三一八	社員貯蓄金	八七六,一四四
製品	三,九五二,八一三	福利貯蓄金	一一,〇五三
副製品	九二一,六七八	社員身元保証金	一,〇八三,三三七
半製品	一一,二四八,三五二	社員共済金	一一六,五六六
仕掛品	一,三五七,一七二	預り金	四六,三五八
作業屑	一一,五三七	未拂金	一,三四七,七四四
有価証券	九四,三五七	前受収益	二,四六五

第三、八、借對照表 (康徳十一年三月三十一日)



賣 掛 金	三、七六一、三五八四	假 受 金	五、七七八、二八六四九
知 期 債 權	四、八九三、四七三〇八	生 計 所 勘 定	三九、〇九五五〇
未 收 收 益	二二一、一四一九〇	引 當 金	五〇六、〇八五三七
前 拂 費 用	三〇、一六五五九	法 定 準 備 金	九八、〇〇〇〇〇
銀 行 預 金	一、三〇八、七八四七七	繰 越 利 益 金	一、六三六、九四三二一
振 替 貯 金	七三五六九	當 期 利 益 金	八二、六二五〇〇
現 金	一七、七五五六八		
假 拂 金	四、〇四五、九〇一六一		
合 計	三三〇、六七五、〇四九七三	合 計	三三〇、六七五、〇四九七三



第三、財、産、目、録

(康徳十一年三月三十一日現在)

科	目	摘	要	金	額
未拂込	資本金			六〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
事業	費	撫順工場、安東工場、鞍山諸権利外		六一、四〇六、五四三	二四
建設	假勘定	撫順工場、安東工場		四一、九五七、五八七	四五
資本	参加	安東セメント、炭素工業、礮土鑛業、瀋マダ		二〇、四四八、七三三	三三
長期	投資	安東セメント、瀋洲藥料外		一一、五七二、一五八	〇〇
貯	藏	原料品、補修材料品、建設材料品外		一三、六五八、三一八	六八
製	品	アルミニウム、アルミニウム加工品		三、九五二、八一三	〇六
副	製	珪素鐵、鹽化アルミニウム		九二一、六七八	九七
半	製	品		一、二四、八三五	一〇
仕	掛	品		一、三五七、二七二	八五
作	業	屑		一一、五三七	五〇
有	價	證	券	九四、三五七	四〇
		滿洲帝國四分利公債			

九



合 計					假 拂 金	現 金	振 替 貯 金	銀 行 預 金	前 拂 費 用	未 收 收 益	短 期 債 權	買 掛 金
					貯蔵品購入代未精算額外、				家屋税外	貸付金利息外	拂下物品代外	
三三〇、六七五、〇四九、七三					四、〇四五、九二〇、六一	一七、七五五、六八	七三五、六九	一、二〇八、七八四、七七	三〇、一六五、五九	二、二、一四一、九〇	四、八九三、四七三、〇八	三、七六一、三五五、八四

E-0646

0024

一 會社名 安東輕金屬株式會社
 二 所在地 本社 滿洲國安東市浪頭區濱江街四號
 工場 同 右
 三 設立年月日 昭和十九年四月十五日
 四 責任者氏名 社長 荒川英二
 五 資本金 公稱 貳億圓
 拂込 壹億圓

株主
 滿洲重工業株式會社 九九九、九〇〇株
 滿洲輕金屬株式會社 一、〇〇〇、〇〇〇株
 株式會社住友本社 三九九、六〇〇株
 住友金屬工業株式會社 六〇〇、〇〇〇株
 住友化學工業株式會社 五九九、九〇〇株
 住友電氣工業株式會社 二〇〇、〇〇〇株
 住友アルミニウム製鍊株式會社 二〇〇、〇〇〇株

六 生産品目 アルミナ
 年生産量 目下建設中ニシテ実績ナシ
 七 従業員數

職員 六四〇名
 日系
 鮮系 一五名
 滿系 ○
 日系 一四〇名
 滿系 一、五三五名

八 法人格 滿洲國準特殊法人

九 別紙
 一〇 別紙
 一一 其ノ他參考トナルベキ事項
 本會社ハ昭和十九年四月十五日滿洲輕金屬株式會社安東工場ヲ獨立
 セシメ新會社ヲ設立セルモノニシテ目下建設工事中ナリ
 從ツテ現在生産実績ナシ

第五財產目錄（康徳拾壹年九月參拾日現在）

固定資産	二六、〇五二、〇六九、〇四
建設假勘定	六〇、六四八、八九〇、六九
棚卸資産	一一、八四八、四七三、八五
出資	一五〇、〇〇〇、〇〇
未収入金	八三三、九四五、八六
預ケ	三、六三二、〇二一、七一
現金	二二、九九七、八七
假拂	二〇、三三〇、二三四、九九
合計	一二三、五一九、六三四、〇一

資産

借入金	七〇、九三八、六四一、〇三
買掛金	三二六、八七三、一七
従業員預り金	二九五、一八三、一五
諸預り金	二一、八六三、八七
未拂金	五四一、〇七〇、三二
假受金	一、三九六、〇〇二、五七
合計	七三、五一九、六三四、〇一

負債

第廿貸借対照表（康徳拾壹年九月参拾日現在）

借方		貸方	
未拂込資本金	一五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	資本金	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
固定資産	二六、〇五二、〇六九・〇四	借入金	七〇、九三八、六四一・〇三
建設仮勘定	六〇、六四八、八九〇・六九	買掛金	三二六、八七三・一七
棚卸資産	一一、八四八、四七三・八五	従業員預り金	二九五、一八三・一五
出資金	一五〇、〇〇〇・〇〇	諸預り金	一一、八六三・八七
未収入金	八三三、九四五・八六	未拂金	五四一、〇七〇・二二
預け金	三、六三二、〇二一・七一	假受金	一、三九六、〇〇二・五七
現金	二〇、三三〇、二三四・九九	合計	二七三、五一九、六三四・〇一
假拂金	二七三、五一九、六三四・〇一		
合計	二七三、五一九、六三四・〇一		

一、會社名 滿洲ノキノコノ株式會社

二、所在 地 (本社工場) 滿洲國營口 經路區直民街

三、設立年月日 工場 右同シ
 設立許登年四月一日

四、責任者氏名 滿洲國營口 經路區直民街

五、資本 (公積金) 及 主 要 株 主 其 他 株 主 其 他
 滿洲國營口 經路區直民街 經路區直民街
 貳千貳百圓 滿洲國營口 經路區直民街 經路區直民街

六、主要生産品目及年産数量 金屬ノキノコノ大年産 經路區直民街

七、従業員數 職員 百三十名 員 百三十名
 工員 九百五拾名 滿洲人 八百名

八、法人格 (特殊、準特殊、私法人別) 準特殊法人

九、財源 (最近ノ決算外ノモノ) 不明 (決算報告書参照)

十、資産負債表 (最近ノ決算外ノモノ) 不明 (決算報告書参照)

十一、其他 (最近ノ決算外ノモノ) 不明 (決算報告書参照)

以上

一 會社名

鶴岡炭礦株式會社

二 所在地

本社 河洲三波省鶴立縣鶴岡街
事業地 全境

三 設立年月日

康徳拾年貳月貳拾六日

四 資本金

公稱資本金 國幣壹億七千萬圓

内拂込額 國幣壹億四千三百五拾萬圓
主要株主 河洲三波省河洲炭礦株式會社
全株所有

五 代表者姓名

與根友兼 (專務取締役)

六 主要事業

石炭 年産三百萬噸

七 従業員数

社員 日采約 壹千五百名
二員 日采約 貳千九百名

八 法人格 特殊法人

九 財産目録 不詳

十 資産負債表 不詳

十一 其他 無之

一 會社名
二 所在地

西安共成株式會社
本社主事業地共
四 平省 西安縣



三 設立年月日

昭和十年四月一日

四 責任者氏名

社長 北野三郎

五 資本金

資本 七千万円 (全額以之済)

政府特許 七千万株
瑞業 七千万株

六 主要生産品

石炭 二〇〇万株

七 従業員数

職大 日系 一五〇〇名
調系 二〇〇〇名

八 法人格

法律特許

九 取産目録

事務所分巻帳

一〇 決算年度表

万 全

一一 其他事項

ナ 三



一、會社名 密山炭礦株式會社
二、所在地(本社工場)

本社 滿洲國東滿省雞寧縣雞寧街

滿道礦業所 滿道街

城子河礦業所 雞寧街

恒山礦業所 恒山街

鷄西炭礦 恒山街

麻山炭礦 林口縣 奎山村

林口炭礦 林口縣

雞寧製作所 雞寧縣雞寧街

三、設立年月日 康德八年(昭和十六年)七月十日

四、責任者氏名 取締役社長 藤井暢七郎

五、資本金(公稱及希込)及株式所有者概況

公稱資本金 貳億圓(全額拂込済)

出資者 滿洲國東滿省林口縣 老德源 五百圓
日本 日鐵製鐵株式會社 五百圓
日鐵製鐵株式會社 五百圓

六、主要生産品目及年産數量 製鉄用原料炭 約五百萬噸

七、従業員數 職員 工員別日滿其他別

全従業員 三三〇〇名 内 日人 二〇〇〇
(滿人 三〇〇〇)

八、法人格 準特殊會社

九、財産目録 最近(一七一九)

十、資産負債表

十一、其他参考事項 特ニナシ

一 會 社 名 滿洲鐵山株式會社

二 所 在 地 本社 新京特別市大町二二三番

事業地 承德滿鐵礦山所 吉林省柘河縣承德礦

青島 鐵礦所 安徽省鳳陽縣青城子村

老金廠鐵礦所 吉林省 舒蘭老金廠

柘河 鐵礦所 安徽省柘河縣柘河

柘河 鐵礦所 安徽省柘河縣柘河

柘河 鐵礦所 安徽省柘河縣柘河

三 設 立 年 月 日 康徳五年二月二十八日

四 責 任 者 氏 名 取締役社長 藤 早 良 三

五 資 本 金 壹億五千萬圓(全額拂込済)

全株滿洲重工業開發株式會社所有

六 重 要 生 産 品 目 及 年 産 數 量

鐵	年産	六〇〇〇〇	噸
鋼		一〇〇〇〇	噸
銅		五〇〇〇	噸
水鉛		一〇〇〇	噸

七 業 員 數 職 員 一〇〇〇名(日系)

工 員 一〇〇〇〇名(滿系)

八 法 人 格 準 特 殊 法 人

九 財 産 目 録 別冊ノ通り(康徳十年 上 半期分)

十 資 産 目 録 別冊ノ通り(康徳十年 上 半期分)

自康德十年四月一日
至同 年九月三十日 泰德十年上半年期

第十二回營業報告書

滿洲鐵山株式會社

E-0646

0033

第十二回營業報告書

新京特別市大同大街二二三號

滿洲鐵山株式會社

自康徳十年四月一日(至同 年九月三十日) 當會前業務ノ要領、貸借對照表、財產目錄、損益計算書及利益金處分左ノ如シ

庶務ノ概要

一 康徳十年五月二十九日當會前本店ニ於テ第十一回定時株主總會ヲ開キ左ノ件ヲ決議シタリ

(一) 康徳九年下半年期營業報告書、貸借對照表、財產目錄、損益計算書及利益金處分案ヲ附議シ總テ原案ノ通り承認アリタリ

(二) 定款變更ノ件ヲ附議シタル結果原案ノ通り決定セリ

(三) 取締役江刺清一任期満了ニ付選任ノ結果再選就任セリ

(四) 前取締役島田利吉氏ニ對シテ利益金處分案ノ件ヲ附議シタル結果贈與額及其ノ方法ヲ總テ取締役會長ニ一任スルコトニ決定セリ

三 同年九月十六日當會前本店ニ於テ臨時株主總會ヲ開キ左ノ件ヲ決議シタリ

(一) 取締役一名増員選舉ノ結果左記ノ者當選就任セリ

取締役 八 木 一

(二) 監査役八木一、尚川合正辭任ニ付後任者補選選舉ノ結果左記ノ者當選就任セリ

監査役 王 井 輔

監査役 三 井 輔

監査役 三 井 輔

三 滿洲金銀株式會社ノ委託ニ依リ當會前ニ於テ引受處理中ノ同會社ノ業務ハ一段落ノ段階ニ達シタルヲ以テ政府ノ「滿洲鐵山株式會社所屬金銀整理委員會」ニ基キ當會前ノ同會社ニ對スル投資額(康徳十年七月三十一日現在)ヲ康徳十年九月三十日付ヲ以テ當會前總會社タル滿洲鐵山株式會社ニ移管シタリ

四 當期同ニ於ケル主ナル商業登記事項左ノ如シ

(一) 康徳十年四月八日取締役島田利吉ノ辭任登記了セリ

(二) 同年六月八日取締役江刺清一ノ責任登記了セリ

(三)同年九月二十八日取給役八木開一ノ就任及監査役八木開一、同川合正
勝ノ解任並ニ監査役玉井藤輔、同三浦輝ノ就任登記ヲ了セリ
其當期間ニ於テ株主名簿ニ登録シタル株式ノ名簿謄本ハ一件、其ノ枚數ハ
百株、期末現在株主數ハ十一名ナリ

營業ノ概要

一、長クモ 皇帝陛下ニ於カセラレテハ今春安東地方等巡狩ノ御リ五月八日
富會社青森子會社所ニ御臨アラセラレ、坑内外ヲ御視察遊ハサレタリ
申スモ長キコトナガラ御幸御躬ヲ以テ僻遠ノ鑛山ヲモ御賦ヒナク長途
難ヲグサセラレ且ツ坑内奥深ク御歩ヲ進メサセラレタルコトハ全ク前
例ナキ盛舉ニシテ時局下余屬資源増産ニ深ク御心ヲ寄セ給フ 帝慮ノ程
ヲ拜察シ富會社全體従業員恐懼感激指ク能ハザルトコロニシテ愈々協心戮
力如何ナル難務ヲモ克服シテ重要軍需資源ノ増産ヲ達成シ以テ一節旨ニ
副ヒ奉ラムコトヲ固ク誓ヒタル次第ナリ

二、四月一日ヨリ六月三十日迄ノ三ヶ月間政府並ニ非鐵金屬鑛業懇談會共同
主催ノ下ニ全滿各鑛山ニ實施サレタル銅、鉛、亜鉛増産強訓期間ニ於テ
富會社青森、和仁、華銅、青城子、分水、老金、芙蓉、來皮備各鑛業
所ハ一齊之ニ參加シ 皇帝陛下青城子鑛業所御臨ノ感謝モ新タニ全員奮
勵努力ノ結果現時局下概ホ所期ノ成績ヲ收メタルガ主催者ニ於テ審査ノ
結果孰レモ滿内ニ於ケル優秀鑛山トシテ經濟部大臣ヨリ表彰ヲ受ケタリ
三、芙蓉、華銅兩鑛業所ニ於テハ現下ノ資材難ヲ克服シ手選鑛場其ノ他ノ增
産設備ノ建設ヲ進メツツアリ尙茲鑛業所山元、連京線許家屯間ノ送電
用架空索道ノ建設工事モ着々進捗中ナリ

四、本年七月株式會社昭和製鋼所ヨリ奉天省義平縣臥龍泉村所在磐石鑛區ノ
移讓ヲ受ケ鐵鋼、アルミニウム製鍊ノ副原料トシテ戰時下最モ重要ナル
磐石ノ緊急増産ヲ圖ルコトトナリ直チニ同所ニ義平鑛業所ヲ置キ次年度
中機械鑛場完成目標ノ下ニ鋭意建設工事ニ邁進シツツアリ

貸借対照表

昭和十年九月三十日現在

資産之部		負債之部														
現金	貯蔵物	貯蔵物	倉庫	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	
四一、七五三、四三八	一、八二九、七七三	一、四二〇、五九三	九、八四三、〇九五	五、六九六、一四二	四九、七六七、二六九	一、六四六、九一三	二八、四三七、四五五	一、一四八、六〇五	一、九八七、二五三	五五、四七〇	一五六、四五六、〇一〇	二六、四二〇	〇五	〇七	〇二	二六

負債之部																
資本	法定積立	法定積立	特別積立	特別積立	特別積立	特別積立	特別積立	特別積立	特別積立	特別積立	特別積立					
一五〇、〇〇〇、〇〇〇	八二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、八三〇、三二三	三、八〇三、二二四	五三一、九二五	一四一、〇六九	五七、四八八	一五六、四五六、〇一〇	二六	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

財產目錄

康徳十年九月三十日現在

鐵業財產	青城子鐵業所外一〇ヶ所	四一、七五三、四三八	〇〇
鐵業財產	青城子鐵業所外一〇ヶ所	一一、〇九九、六五三	〇〇
鐵業財產	青城子鐵業所外一〇ヶ所	九二〇、九七六	〇〇
鐵業財產	青城子鐵業所外一二ヶ所	一一、九七四、九九四	〇〇
鐵業財產	青城子鐵業所外一〇ヶ所	六、六五三、六七六	〇〇
鐵業財產	青城子鐵業所外一三ヶ所	一一、〇四四、五七三	〇〇
鐵業財產	老會鐵業所外一ヶ所	五九、五六六	〇〇
貯藏物		一、八二九、七七三	五九
貯藏物		一四、二九〇、五九三	五五
貯藏物	青城子鐵業所外一〇ヶ所	一三、四三七、五八九	二八
貯藏物	青城子鐵業所外八ヶ所	八五三、〇〇四	二七
貯藏物		九、八四三、〇九五	八七
貯藏物		二、八六一、八八三	五三
未收入金	生產品暫未收金		

從業員供給品代未收金		一二四、六〇三	六九
從業員生命保險料立替金		三九、四三四	四六
從業員供給品	青城子鐵業所外一〇ヶ所	四、〇三四、七〇一	二〇
從業員供給品	青城子鐵業所外八ヶ所	二、七八二、四七二	九九
未收入金		五、六九六、一四二	四九
未收入金		二、三五六、八五四	二二
未收入金	需用品、運賃並調査費前渡金	三四三、三一五	七五
未收入金	日産土木株式會社外	二、九九五、九七二	五二
未收入金		四九、七六七、二六九	二一
未收入金		一、六四六、九一三	〇六
未收入金		二八、四三七、四五五	三〇
未收入金		一、一四八、六〇五	七二
未收入金	蘇洲國幣公債	二九、七九九	〇〇
未收入金	株式會社瀋山製作所株式	四五〇、〇〇〇	〇〇
未收入金	株式會社瀋山製作所株式	五一八、八〇六	七二

	滿洲銀行株式會社株式	參 千 株	一五〇、〇〇〇	圓
預	ヶ	金 勘 定	一、九八七、二五三	〇 五
現	金	滿洲中央銀行總行其他	五五、四七〇	四 二
合	計		一五六、四五六、〇一〇	二 六

E-0646

0038

(自康徳十年四月一日
至同年九月三十日)

損益計算書	總益金之部	生産品收入	一四、八〇四、三七六	五七
	雑収入	三、〇〇九、五八〇	一一	
合計		一七、八一三、九五六	六八	
總損金之部	營業費	一六、四〇四、一六〇	二五	
	本財費	一、三五二、三〇八	一一	
合計		一七、七五六、四六八	三六	
差引利益金		五七、四八八	三二	

利益金分配	當期純益金	五七、四八八	三二
	前期繰越益金	一四一、〇六九	三二
合計		一九八、五五七	六四
内	法定積立金	三、〇〇〇	〇〇
	後期繰越金	一九五、五五七	六四

右之通り候也
康徳十年十一月

滿洲鐵山株式會社

取締役會社 高崎達之助

取締役社長 加藤稔夫

專務取締役 木村兼孝

取締役 佐藤清一

取締役 江刺清一

取締役 大草正司

取締役 八木開一

前書ノ各事項ヲ調査シ其ノ正確ナルコトヲ認メ茲ニ報告ス也

監査役 玉井 勲 輔

監査役 三浦 巖

一 會社名

滿洲自動車製造株式會社

二 所在地「本社、工場」

本社 奉天市小區
奉天製作所 奉天市小區
安東製作所 安東市浪頭

三 設立年月日

昭和六年五月十一日

四 責任者氏名

五 資本金「公稱及拂込」及株式

公稱 五億圓
拂込 五億圓

六 所有者、經營「政府特殊、主要株主其他」

政府特殊 滿洲自動車株式會社

七 主要生産品目及生産能力

自動車、車體、零件及車輪、
自動車及零件、輸出入及修理
生産能力 不詳

八 従業員數、職員、工員別、日商其他別

總計 8000
職員 1500
工員 6500
日商 1000
其他 7000

九 法人格編、特殊、準特殊、私法人別、特殊法人

十 財産目録一冊送、決算分、注、付、明

十一 負債負債表一全

十二 其他參考トナルベキ事項

一、會社名
二、所在地

滿洲飛行機製造株式會社

本社 奉天市大東區東塔街二段才一號

南機機製作處 本社所在地ニ合シ

中機機製作處 公主嶺市

北機機製作處 ハルビン市馬永溝区

三、設立年月日 康徳九年七月一日

四、責任者名 理事長 岡部栄一

五、資本金 公稱 五幣二億五千万

拂込 五幣一億七千万九百万九千九百九十九

株所有者 滿洲重工業開發株式會社

六、主要生産品 軍用機、機件及發動機、合上部品

* 年々能力 (部員) 充ち機件ニ換算ト算入ス

機件 (小型) 一八〇〇機

發動機 (小型) 二四〇〇基

七、従業員数 別表ノ通

八、法人格 特殊法人

九、財産目録 不明 (東京支店 戦災ノ多ク資料乏)

十、資産目録

十一、其他参考トシテノ事項

(1) 内地連絡機件トシテ東京支店 (各機機製作所) 事務所ヲ合シ

其他滿鮮ニ連絡機件ヲ有ス

以上

計	総計		製作廠		世板橋		製作廠		世板橋		製作廠		南橋		東社		計	所屬別 日 系 商 系 計
	工員	職員	工員	職員	工員	職員	工員	職員	工員	職員	工員	職員	工員	職員	工員	職員		
三七八	二四四	一三四	一〇〇	三三九	四四三	三三一	一一二	九八五	八一〇	一七五	六六一	二九二	六一九	二九二	六一九	二九二	日	系
二九六一	二八一	一五〇	二五三	一四八	二四八	二四九	三	一一三	一一八	四	一一三	一一八	一一九	一一九	三三	三三	商	系
六七四	五三二	一四九	一五九	四四四	六九一	五七六	一一五	一一〇	二〇三	一七九	一一三	一一三	一四八	一四八	七五	七五	計	

別表

現在従業員数表

一 會 社 名 滿洲工作機械株式會社

二 所 在 地 (本 社 及 工 場) 本 社 奉 天 市 大 東 區 珠 林 街 二 段 七 號

工 場 全 右

三 設 立 年 月 日 昭 和 十 四 年 九 月 一 日

四 責 任 者 氏 名 專 務 取 締 役 岡 本 定 次

五 資 本 金 (公 積 及 拂 込) 及 株 式 所 有 者 ノ 概 要 (政 府 持 株、主 要 株 主 其 他)

二 千 万 圓 全 額 拂 込

大 株 主 滿 乘 (四 十 万 株 ノ 內 約 三 十 八 万 株)

六 主 要 生 産 品 目 及 年 産 數 量 自 動 旋 盤 年 産 約 百 二 十 台

七 従 業 員 數 職 員、工 員 別、日 滿 其 他 別

職 員 二 五 〇 名 工 員 (日 滿) 四 〇 〇 名 六 〇 〇 名

八 法 人 格 (特 殊、準 特 殊、私 法 人 別)

私 法 人

九 財 産 目 録 (最 近 ノ 決 算 分 ノ モ ノ) 不 明

十 其 他 事 項 (最 近 ノ 決 算 分 ノ モ ノ) 不 明

以 上

一 會 社 名 株式會社滿洲工廠
 二 所在地（本社及工場） 本社 奉天市東區珠林街
 工場 全 右
 三 設立年月日
 四 責任者氏名 取締役社長 山 田 忍 三
 五 資本金（公稱及拂込） 公稱 六〇〇〇〇〇〇圓
 拂込 三〇〇〇〇〇〇圓
 六 株式所有者ノ概要（政府持株主其他）
 大株主 滿洲重工業開發株式會社（六〇〇〇〇株）
 七 主要生産品目及生産數量 鐵道車輛、橋梁、鐵骨鐵塔、鑛山用機械
 其他鑄鐵、鑄鋼、鍛造品等係 生産量不詳
 八 従業員數 職員、工員別、日滿其他別 不 詳
 九 法人格（特殊、準特殊、私法人別）
 十 財産目錄（最近決算分ノモノ） 不 詳
 十一 資産負債表 不 詳
 十二 其他參考トナルベキ事項 ナ シ

以上

一名 稱 滿洲中央銀行

三 所在地 本店 滿洲國新京特別市大同大街五〇一
東京支店 東京都麹町區丸ノ内一ノ六

三 設立年月日 昭和七年六月十五日
東京支店ハ昭和十年十月一日

四 責任者名 總裁 西山 勉
副總裁 徐 紹 卿

理事 長谷川 長治
森 恒次郎

梅 震

生 松 淨

鄒 名 信

監事 丁 士 源

高 藻 翔

東京支店長 大 月 榮 一

五 資本金 壹億圓（全額滿洲國政府所有）

六 製品目 該當事項無シ

七 從事員數 行員 一三四六名（本年一月十日現在）
內東京支店行員二二名

八 法人格 滿洲國法人

九 財產目錄 不詳

十 資產負債表 別添

其其他參考トナルベキ事項

滿洲中央銀行資產負債表

(本年三月末現在)

資 產	
摘 要	金 額
現金預託金	三五、五〇八、〇六一・七二〇
國債其他證券	一四〇、七〇六、三三〇・七七〇
割引手形	四一三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
政府貸上金	二四三、五五四、九〇二・〇〇〇
一般貸出金	三一四、五六四、九九七・四・五五五
雜 勘 定	六五、四四八、三八五・六一〇
拂込未済資本金	七五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
合 計	九四一、八二一、〇六九・四・六三五

負 債	
摘 要	金 額
貨 幣	六二、三三四、八七二・七七七・六八五
政府預金	四六三、一二三、五八六・九五七
一般預金	七七七、七八九、〇六二・八五三
借 用 金	一、五六三、五三三、四六一・八五〇
雜 勘 定	二、四五一、五七三・三〇〇
資 本 金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
積 立 金	五三、六八〇、〇〇〇・〇〇〇
當期剩餘金	一四〇、八一、三四一・九九〇
合 計	九四一、八二一、〇六九・四・六三五

滿洲中央銀行東京支店資産負債表

(本年八月十八日現在)

資 産	
摘 要	金 額
現金預託金	三、三二一、五四五・一二
營業用動産不動産	四九、八八九・〇〇
本 支 店 貸 付	三、六六六、五三一、三五五・五七
雜 勘 定	一〇、六七九、五五四
損 失 金	四三、二九五、六一・九五
合 計	二、六七四、三三九・一〇六・一八

負 債	
摘 要	金 額
預 金	六、三九五、三五七・三八
借入金	二、六六三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
雜 勘 定	四、九四三、七四八・八〇
合 計	二、六七四、三三九・一〇六・一八

會社業態報告書

(康德十一年三月三十一日現在)
(昭和十九年三月三十一日現在)

一 會社名 日滿商事株式

二 所在地 本社 新京特

支社 東京都麹町區丸ノ内二ノ一八 (康德會館)

支店 滿洲國內 七五店

出張所 日本内地 九店

朝鮮 九店

臺灣 一店

關東州 五店

中華民國 九店

蒙 疆 一店

計 一〇九店

三 設立年月日

(1) 康德三年十月一日

(2) 康德六年十二月二十六日 (勅令第三百二十六號日滿)

依り
商事株式會社法ニ社格變更)

四 責任者名

理事長 三溝又三

五 資本金

1、公稱 國幣 六阡萬圓

2、拂込済々 貳阡九萬圓

3、株式所有者

(1) 株式數 壹百貳拾萬

(2) 株主數 貳名

(3) 株主名簿

滿洲國經濟部大臣 〓〓〓〓〓〓株
南滿洲鐵道株式會社總裁 〓〓〓〓〓〓株

六 生産品目並能力及年産額

(取扱品目年額)

1、石 炭

2、鐵 鋼

3、非鐵金屬

4. 化學工業製品

硫酸、曹達灰、タール系製品、酸、アルカリ系製品、其他

5. 鑽石

6. 鑽油

7. 洋灰

右ニ關スル滿關ニ於ケル一元の統制配給對日輸出入ヲ爲シ
ツツアリ

數量及金額ニ關スル詳細不明ナルモ康德九年度（昭和十七
年度）ノ取扱高年額ハ貳拾六億圓ニ上ル

七 従業員數

康德十一年三月三十一日現在社員數

參事 七二名

副參事 一三六三名

職員 一三六三名

准職員 一三六八名

職員	二三二名
非役	六五〇名
休職	一〇名
計	三、五九五名

八 法人格

特殊會社（康德六年十二月二十六日勅令第三二六號日滿商專株式會社法）

九 財産目錄（別紙一）

一〇 資金（貸借對照表）（別紙二）

一一 其他參考事項

1. 日滿商專株式會社法（別紙三）

2. 日滿商專株式會社ノ業務目的ト沿革（別紙四）

以上

資產之部 第八期財產目錄 (康德十一年三月三十一日現在)

科目	摘要	金額
未拂込資本金	第一新株四〇〇〇〇株一株三七.五圓ノ割 第二新株六〇〇〇〇株一株三五圓ノ割	三六〇〇〇.〇〇〇
土地	事務所貯藏場用地	二、七七七.九九二五
建物	事務所貯藏場	三、七三二.二〇八五八
設備	事務所貯藏場、專用線、工場、檢定所	一、三三四.一〇六二一
機器什器	事務所、貯藏場、工場、檢定所	九〇三.二二六六一
福利施設	土地、建物、設備、機器什器	一〇、一六二.一六〇六六
建設假勘定	建設材料、假出金、サイロ建設費	四八一.六二七一八一
出資	滿洲石炭工業株式會社他四〇口	八、九〇二.一六五七七
長期貸付金	德昌公司他二一口	三、六一一.九四六二九
平衡資金引當預ケ金	保管平衡資金引當銀行預金	一、七四六.〇六九四二七
平衡資金立替金	石炭、化學藥品平衡資金ニ對スル立替金 石炭、鐵鋼、非鐵金屬、化學藥品肥料、鑛石類 其他及上記貯藏商品ニ要セシ運賃諸掛	二、三六四.〇四五一五
商		一一九三.九七八四二六六

科目	摘要	金額
原料	亞鉛原料鑛其他	一、一六七.三一三四
包裝材料	商品包裝用容器及材料	三、六〇二.八九五一〇
貯藏品	機械部分品建設材料其他	二、八七二.五七九五四
賣掛	軍向、滿鐵其他	一七〇.三六八.九九四八
受託販賣立替金	受託商品ノ立替諸掛	一九六.八三〇二三
未收	平衡資金拂出高期日未到分	七、六五五.〇一九七三
受取手形	滿洲鑛鐵販賣株式會社其他	二、八六〇.三九六六二
有價証券	滿洲國第一次四 公債其他	一三一.三三一二八
短期貸付金	滿洲炭礦株式會社他三〇口	一、七五四.一〇九八七六
仕入先前拂金	松本商專株式會社其他	三、一八一.一四四八三
付替預金	資金付替未著分	八、五八三.〇三四〇
銀行預金		八、九〇二.八八八九〇
預ケ金	振替貯金、國民貯蓄其他	九四二.八一〇〇
現金		六五一.三一四三〇

科目	摘要	金額
差入保証金	通關用供託金其他	八二、四六四、八四〇
差入擔保	税關ニ差入レタル八債銀行保証狀其他	五〇、三四九、二五〇
受入擔保見返	商品代後拂保証トシテ受入レタル有價證券等保管高	六九六、三一六、二一〇
假拂金	旅費、未經過利息其他	一八、七四五、二一七、三六〇
繰延費用	新京市内臨時中繼貯炭場施設費其他	四八六、〇五五、九三〇
保證債務見返		六七二、四一〇、〇〇〇
割引手形見返		三一三、九五一、七三九
合計		五三七〇、八四〇、一六〇〇

負債之部

科目	摘要	金額
資本金	一、二〇〇、〇〇〇株 額面五〇圓	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金		三二四、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金		一〇三、三〇〇、〇〇〇

科目	摘要	金額
短期借入金	興銀、正金、鮮銀等	一四、五〇九、九〇〇
當座借入	興銀、正金等	四一、二三〇、〇八四
商品代前受金		一九四、九一〇、八二〇
買掛金	満鐵、昭和、阜新其他	一一七、三三八、九六六
受託販賣未拂金	受託先ニ對スル受託勘定精算尻	三一、一九一、四九八
支拂手形		二七、七三三、八八九
荷爲替手形取組高		一一、五六六、七六九
未拂金	平衡資金ノ積立期日未到分、運賃諸掛未精算分其他	五、五四七、九九三
預り金	身元保証金受取延期金、社員貯金等	六六、八五三、〇二四
平衡資金	平衡資金保管高	一七、四六〇、六九四
納税引當金		一、二二六、五〇五
退職給與引當金		三、一七六、〇四六
受入保証金	商品代取引保証金	二、六九九、二四七
受入擔保	取引保証トシテ受入レタル有價證券其他	六九六、三一六、二一〇

差入擔保見返	五〇三、四九二、五〇〇
假受金	四、五五八、九五八、四九九
共濟	二、九〇六、五一三、六〇〇
保證債務	六、七二四、一〇〇、〇〇〇
割引手形	三、一三九、五一七、三三九
繰越利益金	三、四七六、六五〇
当期利益金	一、二〇七、九八七、七七九
合計	五、三七〇、八四〇、一六〇〇

取引先ノ銀行借入金ニ對スル保證
當社受入手形ノ割引高

貸借對照表

(康徳十一年三月三十一日現在)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
未拂込資本金	三六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	資本金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
土地	二、七七七、七九三、二五〇	法定積立金	三、二四〇、〇〇〇
建物	三、七三三、二〇八、五八〇	別途積立金	一、〇三三、〇〇〇
設備	一、三三四、一〇六、二一一	短期借入金	一、四五〇、九九〇、〇〇〇
機器什器	九〇三、二六六、六一	當座借越	四一、二三〇、〇八四、七五
福利施設	一〇、一六三、一六〇、六六六	商品代前受金	一九、四九一、〇八二、〇五
建設假勘定	四、八一六、二七一、八一	買掛金	一一、七三三、八九六、六三
出資金	八、九〇三、一六五、七七	受託販賣未拂金	三、一一九、一四九、四七
長期貸付金	三、六一一、九四六、三九九	荷爲替手形取組高	一一、五六六、七六九、四九
平衡資金引當預欠金	一、七四六、〇六九、四三七	交拂手形	二、七七三、八八九、二八
平衡資金立替金	二、三六四、〇四五、一五	未拂金	五、五四七、九九三、〇〇〇

商	品	一、九三九、七八四、二六六	預	リ	金	六、六八五、三〇二、四九
原	料	一、一六七、三一、三四	平	衡	資	一、七四六、〇六九、四二七
包	材	三、六〇二、八九五、一〇	納	税	引	一、二二六、五〇五、五七
貯	品	二、八七三、五七九、五四	退	職	給	三、一七六、六〇四、六二
賣	金	一、七〇、三六八、九八、四八	受	入	保	二、六九九、二四七、七六
受	立	一、九六、八三〇、二三	受	入	擔	六、九六一、三一六、二一
未	金	七、六五五、〇一九、七三	差	入	擔	五、〇三三、四九二、五〇
受	手	二、八六〇、三九六、六二	假	受	金	四、五五八、九五八、四九
有	券	一、三一三、三二、二八	共	濟	金	二、九〇、六五一、三六
短	金	一、七五四、〇九八、七六	保	證	債	六、七二四、一〇〇、〇〇
仕	金	三、一八一、一四四、八三	割	引	手	三、一三九、五一七、三九
付	金	八、五八三、〇三四、〇〇	繰	減	利	三、四七六、六五〇
銀	金	八、九〇二、八八八、九〇	當	期	利	一、二〇七、九八七、七九
預	金	九、四二八、一〇〇				

現	金	六、五二、三一四、三〇	合	計	五、三七〇、八四〇、一六〇〇
差	金	八、二四六、四八四			
差	保	五〇三、四九二、五〇			
受	返	六、九六一、三一六、二一			
假	金	一、八七四、五二一、七三六			
繰	用	四、八六〇、五五九、三			
保	返	六、七二四、一〇〇、〇〇			
割	返	三、一三九、五一七、三九			
合	計	五、三七〇、八四〇、一六〇〇			

E-0646

0053

日滿商事株式會社ノ業務目的ト沿革

當社ハ康德六年勅令第三二六號日滿商事株式會社法ニ準據スル滿洲國ノ特殊會社デアツテ重要生産資材ノ適正ナル配給及輸出入ノ統制ヲ圖ルヲ以テ其ノ使命トシ右勅令ニ指定サレテ居ル通り

(一) 鐵鋼類及石炭ノ賣買、輸出及輸入

(二) 前號以外ノ重要生産資材ノ賣買、輸出及輸入

(三) 前二號ニ附帶スル事業

ヲ營ムヲ以テ目的トシテイル。

右目的ニ從ヒ當社ハ現ニ鐵鋼類、非鐵金屬、石炭、骸炭、化學工業製品類、鐵石類、^{鐵油類}洋灰等ノ配給ヲ行ツテイルガ以上ノ中鐵油類ヲ除ク各品目ニツイテハ法令又ハ政府ノ訓令ニ基キ國內ニ於ケル之ガ一元の配給ノ任ニ當ルト共ニ輸出入ノ統制ヲモ行ツテイル

元來、當社ハ康德三年(昭和十一年)十月南滿洲鐵道株式會社商事部、滿洲炭礦株式會社營業部並ニ撫順炭販賣株式會社ノ業務ヲ繼承シテ滿洲

國ニ於ケル重要生産品ノ綜合的販賣機關トシテ創立セラレタモノデアアル其後株式會社昭和製鋼所、滿洲化學工業株式會社等ノ各販賣部門ヲモ吸收シ爾來會社ハ産業開發五ヶ年計畫遂行ニ伴フ滿洲國經濟建設ノ躍進ニ對照シテ專ラ國策ニ即シ誠實公正以テ生産者ト消費者トノ間ニ在ツテ前記重要生産資材ノ需給調整並ニ適正ナル配給機能ノ發揮ニ献身シテ來タノデアアル。適々時局ノ進展ト共ニ日滿兩國舉ゲテ戰時經濟體制ヘ移行スルニ當リ物資ノ需給調整、並ニ配給統制ノ必要性ハ特ニ強化サレ更ニ物資動員計畫ノ實施セララルルニ及ビ當社ハ政府ノ委託又ハ命令ニカカル業務ヲモ行フコトニ其ノ業務目的ヲ擴充シ以テ配給統制ノ實行ニ當ルト云フ從來ニモ増シテ重大ナル特殊使命ヲ擔フコトニナツタ。

依ツテ康德六年(昭和十四年)十二月當社ヲ以テ名實共ニ重要生産資材ノ一元の配給統制機關タラシムベク勅令第三二六號日滿商事株式會社法ノ公布ヲ見、滿洲國ノ特殊會社ニ改組セラレタノデアアル。ココニ於テ當社ハ日滿兩國ニ全クソノ類ヲ見ザル特殊ナ性格ヲ帶ビ重要生産資材ノ配給ニ關スル限リソノ配給統制ト配給實務ヲ一元的ニ行フトイフ國家的使

命ノ達成ニ邁進スルコトニナツタ。
更ニ康徳十年（昭和十八年）八月政府ノ訓令ニ基キ從來滿洲共同洋灰株式會社ニ於テ取扱ツテイタ洋灰ノ配給業務ハ同社ノ發展的解消ト共ニ當社ニ一切繼承スルニ至ツタ。

日滿商事株式會社法

（康徳六年十二月二十六日
勅令第三百二十六號公布）

- 第一條 日滿商事株式會社ハ重要生産資材ノ適正ナル配給及輸出入ノ統制ヲ圖ルヲ以テ其ノ使命トス
- 第二條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ目的トス
- 一 鐵鋼類及石炭ノ賣買、輸出及輸入
 - 二 前號以外ノ重要生産資材ノ賣買、輸出及輸入
 - 三 前二號ニ附帶スル事業
- 會社ハ前項第二號又ハ第三號ノ事業ヲ營マントスルトキハ産業部大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第三條 會社ハ本店ヲ新京特別市ニ置ク
- 第四條 會社ノ資本ノ額ハ參千萬圓トス
- 第五條 會社ノ株式ハ記名式トシ一株ノ金額ハ五拾圓トス
- 第六條 會社ノ株式ハ會社ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第七條 會社ニ理事長一人、理事十一人以内及監事三人以内ヲ置ク

第八條 理事長ハ會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ綜理ス

理事長事故アルトキハ理事中ノ一人理事長ノ職務ヲ行フ

理事ハ理事長ヲ輔佐シ會社ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ會社ノ業務ヲ監査ス

第九條 理事長ハ政府之ヲ任命シ理事及監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十條 理事長及常務ニ從事スル理事ハ産業部大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ズ

第十一條 會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ豫メ産業部大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十二條 理事及監事ノ選任及解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集並ニ合併及解散ノ決議ハ産業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生セズ

第十三條 會社ハ産業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ重要財産ヲ他人ニ讓渡シ又ハ之ヲ擔保ニ供スルコトヲ得ズ

第十四條 産業部大臣ハ會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 産業部大臣必要アリト認ムルトキハ會社ヲシテ其ノ業務若ハ財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ所部ノ官吏ヲシテ之ヲ検査セシムルコトヲ得

第十六條 産業部大臣ハ會社ノ決議ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

産業部大臣ハ理事長、理事又ハ監事ノ行爲ガ法令、定款若ハ本法ニ依ル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ規定スル日滿商事株式會社ハ康德三年十月一日設立セラレ新京
特別市ニ住所ヲ有スル日滿商事株式會社ヲ謂フ
本法施行ノ際現ニ會社ノ代表取締役、取締役及監査役タル者ハ本法施
行ノ日ニ解任セラレタルモノト看做ス但シ本法ノ規定ニ依リ理事長ノ
任命又ハ理事若ハ監事ノ選任アル迄其ノ職務ヲ行フベシ

E-0646

0057

一 會社名

三菱関東州マフネシム株式会社

二 所在地

本社 関東州大連市山縣通一六五

工場 関東州普蘭店管區石河

三 設立年月日

昭和十八年五月十三日

四 社長

池田龜三郎

五 資本金公稱拂込及其所有者内譯

公稱 壹千五百萬圓

拂込 參百七拾五萬圓

株所有者内譯

一四九五株 三菱化学工業株式会社

七四九株 三菱本社

七四八株 三菱重工業株式会社

一〇〇株 池田龜三郎

一〇〇株 賀集益藏

一〇〇株 御古 潔

一〇〇株 清水禮三

一〇〇株 中原省三

一〇〇株 平井 澄

一〇〇株 元良信太郎

一〇〇株 橋本十五郎

六 製造品目及能力

金屬マフネシム

年間一〇〇〇吨

七 従業員数

職員 25名
工員 85名
計 110名

八 法人格

日本法人

九 財産表

土地	3,500,000円
建物	3,300,000円
工作物	6,500,000円
機械	1,900,000円
車輛運搬具	300,000円
器具器具備品	500,000円
建設資材	200,000円

一〇 負債表

拂込資金	3,750,000円
借入金	2,300,000円
買掛金	1,300,000円
勘定預金	2,500,000円
国民貯蓄	1,500,000円
組合預金	
假受金	200,000円

二 其他参考事項

年産2,500円可致着々設備中ニテ擴充分
 一五〇〇円約四〇%、進捗度ナリ尚視能力一〇
 〇〇円、鑛石苦汁併用法ニテ擴充一五〇〇円、
 塩化法ナリ

滿洲電業株式會社概況

一 會社名 滿洲電業株式會社
 二 所在地 滿洲國新京特別市大同大街三〇一號
 三 設立年月日 康德元年（昭和九年）十一月一日
 四 責任者名 會長 韓 雲 階
 理事長 平 山 復 二 郎

五 資本金及其ノ所有者內譯

公稱資本金 六億四千萬圓 全額拂込

株式所有者內譯（別紙添附調表一）

六 製造品目並ニ能力

(イ) 事業目的

- (1) 電力ノ生産及供給
- (2) 前號ニ附帶スル事業
- (3) 同種事業ニ對スル投資又ハ融資
- (4) 電氣化學工業其ノ他關聯事業ニ對スル投資又ハ融資

(ロ) 設備

- (1) 發電設備 一、二〇五 KW
- (2) 變電設備 二、六三五 KVA
- (3) 送電設備 一、二、五〇一 KM

(ハ) 總受電々力量（單位千KW）

- (1) 發電 水力 七三二、五〇二
- 火力 一、六六八、七九〇
- (2) 受電 水力 一、七五三、五〇〇
- 火力 二二、七四三
- 合計 四、一七七、五三五

◎註右ハ昭和十九年度推定實績ナリ

(ニ) 需用

- (1) 電燈（設備燈數） 六八六九千燈
- (2) 電力（契約容量） 一〇二一千 KW

◎右ハ昭和十九年度末現在ナリ

七 従業員數

一八、〇〇〇人

内 譯

日本人

九、五〇〇人

滿 人

八、五〇〇人

八 法 人 格

滿洲國特殊法人

九 財 産 目 録

(別紙添附二)

十 資 財 負 債 表

(別紙添附三)

十一 其ノ他參考トナルヘキ事項 (別紙添附四)

大株主一覽表 (拾萬株以上)

昭和20年8月15日

氏名	持株数	
簡易生命保険積立金	317,828	(日本)
郵便年金積立金	315,000	(")
第一生命保険相互會社	269,290	(")
日本投資信託株式會社	160,970	(")
富國徴兵保険相互會社	140,900	(")
第一徴兵保険株式會社	131,460	(")
帝國生命保険株式會社	130,000	(")
千代田生命保険株式會社	120,000	(")
明治生命保険株式會社	105,400	(")
朝鮮銀行株式會社	100,000	(")
滿洲國經濟部大臣	653,698.5	(滿洲)
滿洲國貯金部	800,014	(")
/		

株式分布一覽表

區分	株数	株主数	區分	株数	株主数
神奈川	160	3	兵庫	103,785	839
北海道	28,587	154	岡山	35,055	396
青森	2,970	23	廣島	78,449	498
岩手	9,760	38	鳥取	6,700	72
宮城	7,105	53	島根	13,010	83
秋田	4,585	34	山口	34,700	361
山形	22,500	126	香川	32,186	287
福島	19,827	100	愛媛	41,659	281
茨城	17,310	91	徳島	11,364	120
栃木	14,980	111	高知	9,160	81
群馬	9,450	87	福岡	63,934	392
埼玉	32,780	286	佐賀	16,929	152
千葉	26,990	171	長崎	16,561	115
東京	2,172,844	1,366	大分	34,090	125
神奈川	41,349	314	熊本	27,203	141
新潟	40,378	245	宮崎	11,700	38
富山	37,465	333	沖縄	30	1
石川	22,040	226	鹿児島	29,845	174
福井	34,210	254			
山梨	18,107	160	内地計	3,909,763	12,808
長野	43,873	371			
岐阜	25,955	313	朝鮮	132,162	176
静岡	107,004	557	台湾	6,840	51
愛知	109,139	1,002	米國	510	5
三重	32,960	327	滿洲支那	2,350,723	
奈良	10,765	132			
和歌山	21,850	213			
滋賀	24,016	278			
京都	42,537	369			
大阪	361,889	720	總計	6,400,000	13,035

貸借対照表

(康徳十二年三月三十一日現在)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
株主勘定		株主勘定	652,393,000 00
未拂込資本金		資本金	649,000,000 00
固定資産	888,559,871 38	法定積立金	8,990,000 00
發電設備	848,494,329 37	従業員退職給付積立金	2,100,000 00
變電設備	84,864,663 02	特別積立金	10,500,000 00
送電設備	135,016,146 26	長期負債	858,812,500 00
配電設備	100,753,649 99	借入金	858,812,500 00
諸設備	85,194,630 03	長期借入金	4,887,500 00
建築工事假勘定	135,234,452 71	短期負債	145,033,439 92
投資	109,647,500 00	未拂金	25,236,143 38
投資	109,647,500 00	短期借入金	94,242,348 57
流動資産	129,590,393 05	受入預貯金	1,132,391 30
貯蔵品	87,775,281 27	社員貯金	23,084,227 86
商品	1,707,777 94	職員共済勘定	659,328 31
未收金	29,143,219 68	雑勘定	10,408,743 90
有價證券	266,896 18	假(受)金	10,371,293 90
差入保證金	301,639 82	差入證券	87,450 00
預金	3,434,443 10		
爲替勘定	6,584,963 02		
現金	276,112 04		
雑勘定	89,644,439 04	利益金	48,282,519 65
假拂金	80,689,333 04	繰越益金	5,889,979 88
社債差金	2,248,956 00	当期純利益	37,649,539 77
受入證券	6,100 00		
合計	1,217,442,203 47	合計	1,217,442,203 47

第 二 會 計

財産目録

(康徳十二年三月三十一日現在)

科目	摘要	金額
株主勘定		
未拂込資本金		
固定資産		888,559,871 38
發電設備	用地建物及機器	346,494,329 37
變電設備	"	84,864,663 02
送電設備	用地建物送電線及機器	135,016,146 26
配電設備	用地建物配電線及機器	100,753,649 99
諸設備	用地建物及雜設備	85,194,630 03
建設工事假勘定	豐滿及仁水力發電所建設其他	135,234,452 71
投資		109,647,500 00
	滿洲鴨綠江水力發電株式會社株式	37,500,000 00
	朝鮮鴨綠江水力發電株式會社株式	37,500,000 00
	滿洲電氣化學工業株式會社株式	30,000,000 00
	滿洲炭素工業株式會社株式	62,500 00
	南滿電氣工業株式會社株式	207,500 00
	關東州電氣整備株式會社株式	50,000 00
	關東州電氣工事株式會社株式	50,000 00
	東方電氣工業株式會社株式	75,000 00
	佳木斯電氣工事株式會社株式	40,000 00
	滿洲真空工業株式會社貸付金	360,000 00
關係會社有價證券		129,590,393 05
流動資産		
貯蔵品	電線内外線用品其他	87,775,281 27
商品	電動機及電氣器具	1,707,777 94
未收金	電燈電力料金其他	29,143,219 68
有價證券	公債株式債券	266,896 18
產入保證金	計器檢定料保證金其他	301,639 82
預金		3,434,443 10
爲替勘定	各所ヨリ本店へ資金付替中	6,584,963 02
現金		276,112 04
雑勘定		89,644,439 04
假拂金	物品前拂金賣渡工事材料工費其他	80,689,333 04
社債差金	社債發行差金手數料	2,248,956 00
受入證券	公債預金證書債券	6,100 00
合計		1,217,442,203 47

参考事項

滿洲事變當時ニ於ケル電氣事業ノ日本側權益概要

一、投資額	九〇、〇〇〇、〇〇〇圓
日本側	六五、二〇〇、〇〇〇圓
支那側	二四、八〇〇、〇〇〇圓
二、企業者數	
日本側	官營四 民營一一 其他三 計一八
支那側	官公營一八 民營四四 計六二
三、發電設備	
日本側	二〇六、三〇〇 KW
支那側	六四、九〇〇 KW
四、電燈需用家數	
日本側	一四五、一八五
支那側	一〇四、三八八



E-0646

0065

水火電気事業の合同一元化遂に成る
當社は今や國內に於ける一電氣事業ではなく
聖戰の威名をも左右すべき滿洲の電力を
名譽共に代表する重大なる責任者となつた
之の輝き重大使命を帯びた新發足の當社は
恐れの階梯「電業」を限りなき發達と共に捨て
敢然、茲に「滿電」を用ひることとした
我等は誇りにして限りなき責任を感じつつ
滿洲の電力の擔當者「滿電」
「滿電」の名を高く廣く響へよ

「はしがき」

- (一) 本書は水火力電気事業の合同を終へ、新しき使命を帯びて新發足せる當社の全社員に讀んで頂きたい意圖の下に書かれたのである。
- (二) 滿足の出來榮えとはいへなきが、新發足の當社事情を一通り知るには、これでも可成の役目は果し得るものと信ずる。
- (三) 本書の執筆には主として有田榮一、林田茂雄の兩君を煩はした。兩君の勞を多とすると共に、惜みなく資料提供に當られた各位に深甚の謝意を表した。

康徳十一年四月

社員會 情報部長

目次

一、満洲電気事業の沿革……………一

二、決戦下に於ける満洲電気事業の役割……………七

三、當社の使命と其の責任……………七

四、當社の組織と現況……………一

 (1) 資本金……………一

 (2) 社債……………一

 (3) 投資状況……………一

 (4) 株主の分布……………二

 (5) 事業地……………三

 (6) 職制……………三

 (7) 役員……………三

 (8) 電力の需要……………四

 (9) 設備の概要……………四

(10) 料金制度 七
(11) 収支の状況 八
(12) 外部団体との関係 八

五、當社の人事制度

(1) 従事員 〇
(2) 社員の自家養成 〇
(3) 社員の教育練成 〇
(4) 給與制度 四
(5) 社員の登用 七

六、當社の厚生制度

(1) 社宅施設 〇
(2) 共済制度 〇
(3) 厚生施設 三
(4) 生計施設 五

七、社員會の概要

(1) 社員會の本質と使命 〇
(2) 社員會の綱領と活動 〇
(3) 社員會の組織 〇
(4) 社員會の會計 〇

(附) 電力法

滿洲電業株式会社法 五
滿洲電業株式會社定款 五



一、滿洲電氣事業の沿革

滿洲に於ける電氣事業は明治三十五年帝政ロシアの東方侵略の觸手によつて大連に發電所を建設した時に始まり、其後幾多の變遷を至て今日に至つてゐるが、時代的に凡そ區分すれば、明治時代を創業時代、大正年間を滿鐵經營による日本側事業の發展時代、昭和年間の前數年を苦難時代、滿洲建國以降を統制發展の時代と要約することが出来る。

即ち滿洲建國前に於ける電氣事業界の實狀は、舊東北政權の露骨な排日策動によつて、滿鐵により育成された日本側諸事業と支那側諸事業とは激烈な對立を示し、一都市に於てすら兩者事業の併立と之に伴ふ重複投資等によつて事業は亂立亂脈を極め、前途洵に暗澹たるものを想はせたのであつたが、時しも滿洲事變の勃發により張政權は覆滅し滿洲建國後排日的抗争も一掃され、爾來多少の曲折を経て昭和九年(康徳元年)十一月一日、滿洲主要地に於ける日滿電氣事業九社を打つて一丸とし、其他各地の群小事業六十八を其の資本統制下におく滿洲電業株式會社が設立され、滿洲電氣事業の發展は當社の出現により一新紀元を劃したと云へる。

資本金九千萬圓、滿洲國の普通法人としての當社の設立により群小事業は漸次統合され、電氣事業統制は一步一步着々と進められたのであつたが、旁ら其の擔當主體が制然せぬ儘に進められて來た水力電氣の建設については、昭和十一年(康徳三年)に至り國營を以て行ふことと決定し、同年十二月に水力電氣建設局の官制が布かれ、翌十二年(康徳四年)には建設の第一歩として松花江豐滿に世紀の聖嶽が下された。

一方朝鮮との間を流れる鴨緑江の水力開發については、同江が國際河川であるに鑑み滿洲及朝鮮の鴨緑江水力發電株式會社が昭和十二年(康徳四年)九月に設立され、同社に開發建設を行はせることとなつたが、之等兩社の資本關係は其の三分の一を滿洲國政府が、他の二分の一を朝鮮側業者が出資することと決定し、同年末には鴨緑江水豊の大發電事業が同社の手により着工され、此等松花江鴨緑江の二大發電事業は産業開發第一次五ヶ年計畫の根幹事業として何れも世界を震撼させる劃期的大建設の緒に附いたのである。

滿洲電業に於ては從來採用されて來た都市發電、即ち消費地に於ての發電方式を一擲し、火力發電は炭坑の山元に於ける粗悪炭處理による大發電方式を採用し、之を將來開發を見るべき水力發電所とを超高送電線により運搬し、超高送電線によつて供給の萬全を期さんとする當時に於ては未だ各國共に着手に至つてゐない雄渾無比な大計畫を樹て、其後の切替の爲に一時的には各地共並ならぬ困難を忍びつつも此の計畫は能く着々と具現化され、滿洲國の水力開發と超高送電網の擴充整備は第一次五ヶ年計畫の最も見るべき成果となり、さればこそ昭和十五年(康徳七年)に日本政府から發表された日滿支經濟建設要綱に於ても滿洲を電力建設の重點國と定めて、電氣事業の劃期的伸展を期することとされた。

同十五年(康徳七年)十一月に至り電氣事業統制要綱が制定された。其の骨子は滿洲電業を特殊法人に改組すること、
(1) 政府の建設に係る水力發電設備の委任經營をなさしむ、
(2) 國內殘存自家火力發電設備は必要により當社に統合するか又は綜合的に運營せしむ、
(3) 鴨緑江水電の發生電力の滿洲側配給分は當社として一手に引受けしむ、

とするものであり、之に伴ひ同年十二月滿洲電業株式會社法が公布されて當社は茲に特殊法人に改組され、同時に資本金額も當時の一億六千萬圓から一躍倍額の三億二千萬圓へと増資された。

昭和十六年(康徳八年)には待望の鴨緑江水豊の水力が一部歴史的處女發電を開始、同年末には大東亞戰爭が勃發、昭和十七年(康徳九年)には水電の第二次開發として、水力電氣建設局は、渾江系〇〇に、鴨緑江水電は鴨緑江の〇〇と〇〇の二地點に、夫々新規開發に着手、昭和十八年(康徳十年)春には松花江豐滿の水力も一部發電を開始して、漸次水主火従の體制により戦力増強に多大の寄與をなすに至つたが、同じ同年春には滿洲最大の火力發電所を誇る滿鐵撫順發電所も當社に統合され、電氣事業統制は更に程頭一步を進めるに至つた。

同年末には電力經濟全般に亘る有機的機能の調整促進を圖るものとして電力法が公布されたが、其の法的性格は日本に於ける電氣事業法、電力管理法、及び國家總動員法に基く電力調整令其他の諸規程を取捨選擇し、更に滿洲經濟の特殊事情を加味した劃期的法令で、本法の制定により當社の地位が確立せられるは勿論、産業建設の基底である電力の國家的効用は更に一段と高度化されることとなつた。

本昭和十九年(康徳十一年)に入るや政府當局並に關係各方面の多量の宿望は茲に結實し、遂に四月一日を以て水力電氣建設局と當社の事業とは劃期的大合同を行ふと共に、政府所有の鴨緑江水力發電株式會社の株式も新發足の當社に肩代りされ、當社は堂々六億四千萬圓の資本金を以て滿洲の水火力電氣の建設運營の一元的事業者として、世界に類を見ぬ一國一事業の理想的電氣事業企業形態により新發足を行ふに至つた。



二、決戦下に於ける満洲電氣事業の役割

決戦の進展に伴つて、戦力増強のための生産力擴充が要請されること、今日の如く緊急であり且つ切實なことはな

り。特に鐵、石炭、輕金屬等の生産増強は戦ひ抜かんがための焦眉の要請であり、従つて之に伴ふ電力の需要も益々増加の一途を辿り、電氣事業は未だ嘗てない重責を擔ひつつ電力の確保と電源の擴充に努めつつあるのであつて、特に戦時重要産業への優先的電力供給は至上至高の命題とされてゐる。

ソ聯に於ては一九二〇年に膨大な電力五ヶ年計畫を樹立し、引續き三次に亘る生産擴充の成果は、現在の獨ソ戦に見られるやうに、相當な打撃を蒙りつゝも猶ほ且つ強靱な抗戦を持續し得る戦力の蓄積によつても知られる通りである。

大東亞戦争の完勝の途も、實に重要産業への遺憾なき電力の供給如何に懸つてあるといつても過言ではない。

電氣事業が開始せられた當初に於ては電氣は専ら燈用として消費されたが、之が徐々に生産面に採り入れられ、動力源として熱源として廣汎に利用され、更に今日では生産面に於ける原料それ自體として生産擴充の最前線に躍り出るに至つた。

即ち電氣がこの決戦の時局下に於て眞に必要とされ、電氣は國防産業の血液であるといはれてゐる所以は、戦争に直接必要な艦船、兵器、彈丸、彈藥などの悉くすべてが、眼に見えない莫大な電力の消費によつて生産されてゐるか

らである。

殊に今、一にも二にも飛行機といはれてゐる航空機工業こそは、總ゆる工業の中で最も多量に電力を必要とする工業で、原材料としての夥しいアルミニウムやマグネシウムの製造には云ふ迄もなく、特殊鋼に或はアルミを作るに要する電極に、其他數多くの素材や發動機部品、機體の組立、塗料等に極めて莫大な電力を要し、航空機一台を造るには大體三十五萬キロワット以上の電力が必要で、航空機こそは將に電氣の化體であり「空飛ぶ電氣」とさへ言はれるのも當然である。又戦時下に於ける電力は鐵や石炭の生産の原動力となり輸送機關の源泉となり、或は幾多の精密品や高級技術品を造る電解、電熱的處理の原料として、電氣冶金や電氣化學工業などに缺くべからざるもので、電力こそは實に現在の軍需生産の基底であり、電力なくして生産なしと云ふも過言ではない。

これがため交戦各國とも電力の強化に對しては各種の方策を講じ、これが確保に狂奔してゐる現状で、武力戦、生産戦の蔭には例外なく懸命な電力戦が展開されてゐる。

我が日本に於ても此の電力戦に應じ、全國到る處に發電所の改善、建設を急ぎつゝある一方、既設水力發電所は水一滴も無駄にせぬやう努力し、火力發電所も亦全力を擧げ出力の増大を圖つてゐるが、戦時下に於ける緊急な電力需要の増大は累加の一途を辿り、爲に再度の電力消費規正を斷行するの己むなきに至つたことは周知の通りである。

然るに滿洲に於ては水力資源が實に豊富に存在してゐる、しかも之等は未だ尙ほ大量に未開發の状態にあるのであつて、即ち滿洲は東は長白山脈北は小興安嶺西は大興安嶺より屏風型に包まれ、南のみ海に面して中央部は一大盆地を形成してゐるが、この盆地に向つて鴨綠江、松花江、遼河、綽河等の大河川が縱横に流下し、其の包蔵する水力資源約〇〇〇萬キロといはれてゐる。

各河川の流量は四季を通じて變化激しく、一ヶ年の雨量は日本の三分の一程度であるが、其の大部分が夏季の二ヶ月に降り此の期間は毎年河川が氾濫して永く滞水状態を呈するが、他の期間は逆に激減するといふ好ましからぬ特性を有する。満洲の水力開發は此の特性を利用して大堰堤を築造し、河川上流の人口稀薄の地に廣大な貯水池を現出させることにより常に流下水量を平均させ、水力發電をすると共に治水利水に資する所も亦極めて尨大であつて、満洲の水力には日本内地では到底見られない幾多の特徴がある。

更に各地點が大容量の開發に好適であるため單位當り建設費は極めて低廉であり、大貯水池により流量を平均化させ得るがため一ヶ年を通じて一定の電力が得られるし、豐水量、渴水量の差を僅小にすることが出来るため補給火力も日本のやうに大きな比率を必要としない等、水力の建設並運營の両面にも卓越した幾多の特徴をもつてゐる。更に火力資源である石炭も全滿洲の處に豊富に埋藏されてゐる。従つて之等の大炭田地中心に山元大火力發電所を建設し、市販價値の乏しい粗悪炭を燃料とする満洲の火力發電は、この點に於て頗る有利であり、豊富且つ低廉な發電を行ふことが出来る。

然し乍ら資源愛惜の立場から天與の資源である水力の徹底的利用を圖るべく、漸次水主火従の體制に移行しつゝあるのであるが、斯くの如く水火兩様の豊富低廉な電力に恵まれるのみならず、満洲はじめ北支には石炭、鐵、油母頁岩、礫土頁岩、マグネサイト、石灰石等の礦物資物を豊富に包蔵してゐるため、電力と之等の資源とを結合する重化學工業の建設には、決戦の進行と共に日本内地の情勢に鑑み近時特に満洲が重視せられるに至つてゐる。特に決戦下に於ける満洲電氣事業の役割たるや重大といふべく、而もこの時期に斯かる必要から今回の電氣事業大合同はなされたのである。

三、當社の使命と其の責任

満洲に於ける水火力電氣の一元的建設運營機關として新發足せんとする當社の使命と責任は、要するに前述した決戦下に於ける満洲電氣事業の役割を完遂し鬼畜米英を驅逐敗走せしめて、大東亞を眞に東亞人の大東亞たらしめるに盡きる。

従來の満洲電業及水力電氣建設局は、戦時下に於ける幾多の困難と戦ひつゝ夫々各々の立場に於て世界的事業を完成し、戦力増強に多大の貢献をなして來たのであるが、而も之等兩者が依然として併立し、水火力の建設と運營とが分離するに於ては、決戦下に負荷された満洲電氣事業の重大なる使命遂行に萬全を期し難しとされ、今回の大合同が必要とされるに至つた所以を解明すれば、當社の擔ふべき使命と我等の責任とは更に自ら瞭かにされよう。

電氣事業が發送配電の建設並に運營の両面を通じ、綜合的に單一の事業體により經營せられるべきことは、満洲はじめ各地の多年の經驗に徴し實證せられた電氣事業の本質的性格といへる。即ち、

(イ) 生産と消費との間に、同時に時間的な間隙を措かぬ電氣の特性から、發送配電の建設並に運營は緻密且つ綜合的であることが必要であるが、單一の事業體である場合に於てのみ始めてこの要請が満足出来る。

(ロ) 右に關聯して單一の事業體による經營は、十分に責任經營に徹し得るばかりでなく良質且つ豊富、低廉な電力供給の基礎條件である。

(ハ) 故障時に於ける電力の融通が可能である許りでなく、戦時下に於て緊要な電力の動員時に際し、眞に有效適切

な電力配給司令を徹底させることが出来る。

(三) 料金政策に更に國策性を附與し得るのみならず、廣汎なる綜合計算により特に重要産業を哺育助成することが出来る。

水火力の電源を最も合理的且つ經濟的に活用すべきことは、決戦下に與へられた電氣事業の最大の使命であり、これを果すためには水火力の綜合併用による單一の事業體による建設運設が必要とされ、電氣事業の合同が行はれたのであるが、合同による今後の當社には次の諸點が期待されなければならない。

- (イ) 水力建設と火力建設との綜合計畫に遺憾なからしめること。
 - (ロ) 水力電源と變送電設備との建設工程を一致させ、何等の跋行なからしめること。
 - (ハ) 建設責任と供給責任とを一元化することにより、産業の重點順位に照應する電源の建設工程の調整に萬全を期し得ること。
 - (ニ) 水力建設の當初に於て超電力網運轉上の細部にまで及ぶ建設上の考慮に遺憾なからしめること。
 - (ホ) 水力電源と受電設備との綜合建設工程の短縮合理化を期し得ること。
- 等は將に當社の使命とするところであり、従前に比し速急に之の實現が期待されることであらねばならない。而して之の電氣事業の理想的企業形態とせられる水火力電氣の一元的建設運設の事業體を、敢へて國營とせず特殊會社たる我社の培養の形に於て實現せられたのは、専ら株式會社制度の潤滑自在なる創意性と能率性に期待された所で、我等が之の特性を充分に發揮し得ないならば、立ち所に合同の意義は喪失し滿洲電氣事業に負荷されたる決戦遂行の使命を果し得ないこととなる。

しかも當社は株式會社の形態を採りつゝも完全なる國策代行の特殊會社であり、合同により従来よりの使命は益々擴大され、権能は愈々強化せられるに至つた。

即ち電氣事業の合同に先立ち公布施行せられた電力法により、電力の生産及供給に関する一般の権能を有するものは原則として當社に限られることとなり、當社は滿洲に於ける電力事業の一元一貫的經營主體たるのみならず、他の電力生産者(滿洲鴨綠江水電並に特殊事情ある自家發電者)に對しても、之を統制すべき重要な地位を與へられたものであり、更に又電力設備(發電設備及五百キロ以上の電力設備を除く)は原則として當社に於て管理責任を負ふこと、當社は經濟部大臣の命令又は處分の代執行をなし得ること等の定めがあつて、當社は特殊な權限が賦與されてゐる反面、特別の義務を有するのであるから、政府とは恒に不即不離の有機的連繫の下、國家意思を體し今後益々加重せられる電力の供給責任の完遂に努力しなければならぬ。

今や當社は名實共に電氣事業の最も理想的形態である水火力の一元的建設運設の機關となつたのであるから、政府に於ける電力法の弾力性ある全き運営と相俟つて、水力電源開發の速かな完成をはじめが大電力網の整備を完了し、水主火従の電力政策に則る水火力設備の綜合運營の妙味を益々發揮し、目下緊急に施設の増強に邁進しつゝある經金屬其他の重點産業の速かな確立に協力して、日々苛烈を極める決戦下の戦力増強に飛躍的寄與をなさねばならぬのであらう。

決戦下に於ける當社の使命は合同により益々大きく、日と共に愈々重きを加へ、極言すれば國家興隆の關鍵を握るものとも謂ふべく、斯かる使命を有する會社に従事する我々は其の光榮を想ひ、責任亦重大なるを痛感しなければならぬ。

これがためには我々の一人々々が合同の輝しき意義と當社の聖なる使命を銘記して、所謂奇合世帯の弊に陥ることなく一日も速かに渾然たる人の和を實現し、人和による總力を結集して最高能力の發揮に努めねばならない。
我々の業務は今日既に單なる業務ではなく、完遂せざればやまぬ戰鬥任務であることに想ひを到し、幹部指揮の下打つて一丸となり、和衷協同以て凄愴苛烈の決戦下の戦力増強に邁進しなければならぬのである。

10.

四、當社の組織と現況

(一) 資本金

合同により當社の資本金は従來の三億二千萬圓より一躍倍額の六億四千萬圓へと増資され、拂込資本金は五億六千八百九十九萬四千一百圓となり、未拂込分は僅かに一般株につき四千八百萬圓、政府持株につき二千三百萬五千九百圓の合計七千九百九十九萬圓であつて、明年は恐らく再び増資が行はれるではないかと豫想されてゐる。

(二) 社債

當社は當社工場財團を擔保とし、日本興業銀行を幹事銀行とするシンジケート團との間に社債信託契約を締結し、既に第一回物上擔保附社債九千萬圓、第二回物上擔保附社債一億六千六百七十萬圓も全額發行済みであつて、昨康徳十年(昭和十八年)秋締結を見た第三回物上擔保附社債五億圓についても一部の分割發行を行つてゐる。
現在の社債保有高は二億六千八百五萬圓で、別に社債前借金六千六百五十萬圓がある。

(三) 投資状況

投資としては滿洲電氣化學工業株式會社に對する株式投資一千七百三十五萬圓(未拂込一千二百六十五萬圓)、に加

11

へ、合同により新たに當社に肩替りされた鴨綠江水力發電株式會社の株式投資を千五百萬圓(未拂込二千五百萬圓)の合計九千二百三十五萬圓を有してゐる。

(四) 株主の分布

康德十年(昭和十八年)末の當社株主数は一九、二二八名で、其の日滿人別は日人九五パーセント、滿人五パーセント、其の地域別分布は滿洲及關東州二七パーセント、日本七三パーセントであり、十萬株以上の大株主は約八十六萬株の貯金部を筆頭に貯金保險局、第一生命、滿洲興銀、富國徵兵、經濟部大臣、千代田生命、帝國生命、第一徵兵、明治生命の順であつたが、合同により經濟部大臣は全株數の半數六百四十萬株を新たに加へ、斷然筆頭株主となつたことは當然である。

(五) 事業地

當社は全滿並に關東州の全域に亘り、電燈電力の隅なき供給を行ひつゝあつて、一級營業所所在の主要供給箇所のみにも約九十箇所に及んでゐる。

(六) 職制

本社を新京とし、總裁、經理、業務、建設の四局並に監察役室、審査役室、輔導處、技術研究所、及防衛本部を置き、總務局の外局として企畫室を、建設局の外局として豐滿建設處並に桓仁建設處を設けてゐる。

地方機構としては東京に本社の出先機關たる支社を置くの外、南滿支社、大連支社、哈爾濱支社、新京支社、齊々哈爾支社、並に東滿支社を設け、國內各支社の統轄の下に奉天、營口、鞍山、安東、錦州、承德、吉林、四平、通化、北安、海拉爾、開島、佳木斯、東安の十四都市に支店を設けてゐる。尙ほ其の他、鞍山及新京に南滿及中滿の各送電事務所がある。

(七) 役員

會長(一名)、理事長(一名)、副理事長(一名)、理事(八名以内)、及監事(三名以内)は政府の任命となつてをり、任期は會長、理事長、副理事長、理事は三年、監事は二年である。現役員は左の通りである。

會長	韓雲階
理事長	平島敏夫
副理事長	本間徳雄
理事	岡雄一郎
理事	山口本生
理事	空閑徳平
理事	鄭錦榮
理事	高崎達之助
監事	姜恩之
監事	押川一郎
監事	石岡武
監事	王國香



(八) 電力の需要

當社電力の供給状況は電燈約七百萬燈、電力約〇〇萬キロであるが、これを販賣電量より見れば、電燈への供給量は全體の約十分の一程度であり、その大宗をなす電力の中でも重要産業部分への供給が壓倒的高率を占め、此の比率は決戦の進行と共に益々高まりつゝあることは當然であつて、電氣事業の性格が、特に滿洲に於ける電氣事業の性格が舊來の公共事業的性格を脱却し、軍需産業其のものとして、決戦遂行の原動力となつてゐることを注目しなければならぬ。

特に滿洲が決戦下に於ける戦力増強の最大國策として分擔してゐる輕金屬、鐵鋼、石炭、農産物の飛躍的増産に對しては當社はあらゆる困難を克服して強力なる電力の動員體制を完備すべく努力を拂つてゐる。なほこのためには、北支乃至は朝鮮等とも從來以上の緊密な有機的連繫が必要であつて、當社は電力協議會等を通じて其の連繫には特に遺憾なきを期しつゝある。

(九) 設備の概要

滿洲に於ける發電設備は曾ては悉く火力設備であつたが、鴨綠江、鏡泊湖の水力の發電、竝に昨年より一部發電を開始した松花江の水力等によつて漸次水主火従の態勢を以て厩大なる需要に應ずるやうになつた。だが現在に於ける水力火力の割合は未だ三〇對七〇程度で火力が多い割合を占めてゐるが、松花江水力の完成、或いは目下建設中の渾江系水力、鴨綠江系二次地點の發電開始に伴つては水力の比重は急速に上昇するものと見られて

ゐる。當社設備と社外設備(鴨綠江水電の設備、滿洲製鐵の自家發電設備等)の割合は當社は新たに合同により、國內水力設備を加へ全滿設備の六割を保有するに至つた。

當社が誇る超高壓電力網設備は現狀に於ては、鴨綠江の水力、撫順、阜新、大連等の火力大電源を中核とする南滿系統と、松花江水力を中核とする中滿系統と、鏡泊湖水力を中核とする東滿系統に三大別されるが、目下鋭意建設を急いでゐる〇〇送電線完成の時は南滿と中滿の兩巨大電力系統は相互に連繫し、南は大連より北は哈爾濱まで、東は水豊より西は錦西までの廣汎なる地域が一つの有機的連繫をもつた電力網により蔽はれることとなつて、電力の融通動員に遺憾ない體制が整へられることになり、重要産業への電力供給には益々萬全を期し得ることとなつた。更に目下建設中の各水力が發電開始の際には超高壓電力網は愈々四通八達し、全滿を蔽ふ固なき電力網の實現も遂に期して俟たれる譯である。

次に、今回の合同により當社設備に著しく強大さを加へることとなつた滿洲が世界に誇る水力發電設備について述べれば、

(一) 松花江發電所

當發電所は松花江の水源長白山天池を下る〇〇杆の下流に於て、第二松花江が山間峽谷部を出て將に中滿の曠野に展開しようとする其の關門を眞一文字に締切ることによつて一大人造湖を造成し、其の膨大な貯水と落差により大發電を行ふもので、水力電氣建設局により康徳四年(昭和十二年)十一月着工、昨年五月の處女發電に至るまで實に五ヶ年五ヶ月の日子と巨大な資金と人員とを動員し、戦時下に於ける幾多の困難と戦ひつゝ並々な努力によつて遂に之の世紀の偉業を完成するに至つた。この規模の雄大なことは既に屢々述べられてゐる通りである。發電電

力は地元には如何なる大需要にも應じられると共に、現に西へ北へと送電され今年は更に南にも連繫されることは既述の通りで、このダム建設は単に電力の發生により多大の寄與をなすばかりでなく、治水、利水に資する所も亦極めて大きく、この完成によつて下流の水位は概ね一定し、積年の水禍の如きも今後は永遠に其の跡を絶つものと期待されてゐる。加之、沿岸の農産物の増産は甚だ期待され、昨秋より日滿の協力により大規模に行はれてゐる第二松花江流域の緊急農地造成計畫の如きも、實に本ダムの竣工により始めて着手されるに至つたもので、日滿を一體とする食糧自給に寄與する點も甚だ大きいといはねばならぬ。

(ロ) 鏡泊湖發電所

當發電所は吉林省牡丹嶺に源を發する松花江の支流牡丹江が、地質時代の熔岩によつて牡丹江を堰止めて形作つた鏡泊湖の貯水能力、及び湖面と河水面との標高差に着目して水路式發電を行ふもので、康徳六年(昭和十五年)五月水力電氣建設局の手により着工、三年餘を経て、康徳九年(昭和十七年)に完成したもので、發生電力は間島省、牡丹江省に供給され東滿の鑛工増産の原動力として用ひられてゐる。

工事着手當時の同地方の治安状況は極めて不良で、悲惨事續出の文字通り決死の工事が續けられ、又工事の苦心も言語に絶し、全工程を通じ最難工事とされた隧道掘鑿の如きは、途中第三期層に屬する軟岩を含み、常に落盤の危険を伴つて犠牲者を生ずるに至つたことも電力開發の尊い人柱として永遠に記憶されなければならない。

(ハ) 渾江發電所

當地點は鴨綠江支流渾江の安東省〇〇附近に位置し、水力電氣建設局の手により康徳九年(昭和十七年)六月着工、工事は着々進行中であるが、本地點の特徴として河底の土砂層が極めて浅く、一部岩盤の露呈してゐる所もあつて

堰堤條件としては絶好であり、セメント使用量なども他に比し遙かに少量で足り現在の輸送條件の不利などは充分に補ひ得てゐる。

發電開始の際には中南滿の電源に一大威力を加へるものと期待されてゐる。

(十) 料金制度

料金については一般物價の昂騰に伴ふ建設費や運轉費の膨脹の影響や電燈需要の減退に反して特殊産業向け電力需要の増加といふやうな需要構成の戰時的轉換、或ひは電力料金指數と一般物價との不均衡等の事情から見て、現行料金の變更を必要と認め、目下之が對策につき調査研究中であるが、現在採られてゐる料金制を挙げれば次の通りである。

(イ) 電燈及小口動力、電熱料金

全滿を三級地に分つ統制料金制をとつてゐるが、この地區別統制指數は概ね一級地を一〇〇とした場合二級地一二五、三級地一四〇であり、この一級地料金は日本内地の五大都市と大差なき状態である。

(ロ) 大口電力料金

一般特約(工業部門)、鑛山特約、農事特約の三つに大別し産業政策を加味した料金制を制定してをり、更にこの各々に對し一級地より三級地乃至四級地に分つ地區別統制料金制をとつてゐる。

(ハ) 特殊大口料金

1. 産業の興隆に資するため各地別の原價主義をとりつゝも産業政策、當該産業の収益率、日本朝鮮等の料金、需

- 一八
- 要家が自家發電を行つた場合の原價等を考慮して料金を設定してゐる。
2. 特に多量に電力を使用する新興産業に對しては、其の將來性を考慮して當該産業の収益率、又は製品價格に應ずるスライディング、スケール料金を設定してゐる。
 3. 特に低廉を要する國策産業は之が企業の成立を助成する料金を設定してゐる。

(十一) 收支の状況

戦時經濟の推移に伴ひ、當社の收支状況に於ても極めて樂觀を許さぬものがあり、従つて人員の効率的配置、業務の決定的刷新、經費の徹底的節減などを行ひ之に對處しつゝあるが、他面、前記の料金政策についても研究がなされつゝある所である。

(十二) 外部團體との關係

(イ) 大東亞電力懇談會

大東亞に於ける電力部門の総合的計畫の樹立を圖るため、康德九年(昭和十七年)六月に日本及大陸電氣事業者を以て本會を組織し、大東亞に於ける産業配分、電源開發計畫、電力設備の標準化、電力機器の規格統一等について懇談し、大東亞經濟建設の重要國策の實施に貢獻してゐる。

(ロ) 滿洲電力協議會

建設の長期性と産業の基礎的要素である電力の特殊性に鑑みて、當社は産業開發計畫に即應した電力資源の効率的

開發に遺憾ならしめるため、康德九年(昭和十七年)六月に主要電氣事業者との間に本會を組織し、重要産業立地に關しての諸施策につき政府に具申協力を行ふと共に、電力施設の融通交換、技術の相互援助等を行ひ、電力綜合計畫の進展に寄與してゐる。

(ハ) 滿華電氣連絡會議

大陸相互に於ける電氣事業者の連絡を緊密にし、大陸電氣事業の綜合計畫の實施に資するため、本年三月滿洲電力協議會、北支電力協議會(假稱)蒙疆電力協議會(假稱)を以て本會議を開催し、電力機器の融通交換、施設の活用、技術の交流援助等について懇談を行つた。

尙ほ本會議は將來は朝鮮、中支をも加へて大陸電力連絡會議にまで發展せしめようとしてゐる。

(ニ) 滿洲化學工業協議會

國內化學工業の發展確立及び資源の開發、原料の配分についての総合的協議をはかり、化學工業に關する國策の立案遂行に協力する目的で康德十年(昭和十八年)八月、從來の化學工業協會を本會に改組して再發足することとなつた。

當社は化學工業の基礎部門たる地位にあるため、本會機能の重點的發揮を期待すると共に、本會の動きに對し全面的協力をなしてゐるものである。

五、當社の人事制度

(一) 従事員

普通社員と呼ぶ場合は當社の社員服務規程其他一切の規定の適用をうける者をいふのであつて、嘱託、常備夫、臨時人夫、臨時苦力等は包含しないが、後者をも含めた場合は之を會社従事員と稱し、事業一家の建前から人事制度、人事管理の對象となつてゐる。

1. 従事員の構成は常備夫までを含めた現在の會社従事員は約一萬五千名で、之の日滿系の比率は大體日系五〇％に對し滿系その他が五〇％。資格別の比率は副參事以上二％、職員一四％、月手當待遇雇員一四％、日給待遇雇員及備員五五％、常備夫一五％となつてゐる。
 なお之が構成民族は日本内地人、朝鮮人、臺灣人、滿人、露人と多種に亘つてゐる。
2. 決戦人事の非常措置は決戦下電力の飛躍的増産を完遂せんがために、會社重點業務の強化を目ざし、電力要員獲得の困難さを克服する緊急對策として、當社は本年二月、職場配置人員の再編成を敢行すると同時に、自家養成機關の擴充に劃期的措置を講ずることとなつた。この内、社員職階配置について概説すれば、
 イ、事務系日系社員の技術系統（電力の直接生産面）への轉進並に重點業務への供出を目途とし、第一回措置として三六〇名の戰團配置を左の如く實施した。

種別	人員	教育地	實施期間
發力現場電	二〇〇名	新京、撫順、天ノ川、牡丹江、哈爾濱發電所	三月一日より三ヶ月間
動力企業	六〇名	新京、奉天、牡丹江支社、大連支社	同右
電力業務	三〇名	新京本社	二月二五日より一ヶ月間
重點業務	七〇名	發電所、用度、建設部門各事務方面	三月一日より實施中

右人員の對象は三十歳未満の日系社員を原則とした。

ロ、事務日系社員の轉進並に供出に伴ふ補充對策として、滿系、婦人社員の高度活用を圖るべく、一部滿系社員に對して左の如き準備教育を實施である。

種別	人員	教育地	實施期間
屋内線技術	八〇名	大連支社、奉天、新京、哈爾濱、牡丹江、齊齊哈爾支店	三月一日より一ヶ月間
發電業務	一五名	舒蘭發電所	三月一〇日より一ヶ月間

ハ、各般の情況に應じ將來も引續いて社員の轉進、供出を行ふが、これを圓滑ならしめ得るため、事務系全社員に技術修得のための講習が行はれることになつてゐる。

(二) 社員の自家養成

特殊使命を擔ふ當社従業員として相應しい技術と素養の修得を目的とし康徳二年以來自家養成機關の確立に努めて來たが、既に養成されて職場に送り出された人員は三千名の多數に上つてゐる。現在に於ける養成機關は次の通りである。

種別	期間	入所資格	民族別	資格附與	一〇年末人員
一種	一年	中等卒	日系	甲種工業	三二七名(事務一九名)
二種	二年	内地國民學校高等科	日系	乙種工業程度	三二七名(事務一九名)
三種	三年	國民優級學校	滿系	現場下級従業員	五三七名(事務一九五名)

第一種は現在中止中であつて、第二種に於ける成績優秀者を更に一ケ年間養成して甲種工業の資格を附與してゐる。

將來計畫としては本年度から第二種日系養成所七五〇名(新京四〇〇名、大連三五〇名)、第三種滿系養成所四〇〇名(奉天)の増員を目指し、後者は既に實施を見、前者も着々具體化を圖りつつある。かくて康徳十三年末に於ては收容人員一七〇〇名を豫定してゐる。特に日系養成人員の獲得は、從來の對日依存から國內自給を心至とする情勢に鑑み、鋭意既定計畫の貫徹に努力してゐる。

養成所員の待遇に就ては一社一家の精神に立つ親心と同胞意識の上に周到を盡してをり、全員を寄宿舎に收容し、舎監と寮母を中心に修養、保健、文化的慰安の諸施設に萬全を期してゐる。被服及學用品、日用品等も支給され、その他に月手當も給與される。

なほ當養成所卒業生にして、在所中成績優秀なりし者、また勤務成績優秀なる者の中から毎年若干名を選抜して國立工業大學に進學せしめる制度があり、學費その他一切の費用は勿論會社が負擔することになつてゐる。

(三) 社員の教育練成

職場に於ける決戰意識の昂揚と職責觀念の徹底、社員風格の陶冶體位の向上を目ざして、全社員に對する教育練成の方途が樹てられてゐる。

1 基本目標

八紘爲宇の大精神に則り、社業の運営上必要な精神文化的、知的、技術的、肉體的諸能力を啓培伸張すると共に、奉公意志の鍛鍊強化を圖る。

2 對象

全社員を教育練成の目的に従ひ、民族別、男女別、業種別、年齢別、知識程度別、技術程度別に區分し、また必要に應じて之等を適宜組合せる。

3 場所及方法

イ、職場に於ける基本的場とし、日常の業務を通じて上長の訓育指導、社員相互間の切磋琢磨、社員各自の勉勵向

上を圖らしめる。

「、家庭及獨身寮」特に獨身寮に於ける生活の刷新向上を圖るものであるが、獨身寮を成年者と未成年者とに分け前者には自律的共同生活を營ませ、後者には適當な指導を行ふ。

「、各種練成會」一週間乃至三ヶ月間に亘り中央又は各地域に於て實施する。例へば各種業務別教育練成會、技能教練、各種講演會、語學、電氣工學、會計學の各講習會、專門學校以上卒業者の特殊教育、社外講習會及練成會等への参加派遣、座禪會、動員演練大會等を行ふ。

「、修練道場」奉天省元帥林及鏡泊湖に設置してあり、各種練成會に使つてゐる。なほ吉林省に中央練成道場を建築中である。

「、獎學制度」私立青年學校（大連、奉天、新京の三校）、給費學生制、貸費學生制、語學獎勵手當制、電氣工學會計學獎勵手當制、財團法人電業育英會、財團法人電業學術獎勵會等があり夫々の規程に従つて有意義な運営を見つゝある。

4 當面の主要課題は前節の決職人事非常措置の圓滑なる推進をたすけるやうな線に向つて集中され、轉進社員の技術教育、全事務系社員への一般的豫備教育、滿系社員輔導方策の強化、女子社員に地位向上に伴ふ知識技能の習熟を圖つてゐるのである。

(四) 給 與 制 度

社員に對する給與は社員制並びに服務諸規則を基礎として、諸給與規定並びに諸内規により支給される。

給與を分類すれば基本給與、附帶給與及び其他の給與の三つに分けられる。

1 基 本 給 與

社員が通常の勤務状態に於て支給される給與を基本給與といひ、基本給與は給料、加俸、住宅料の三つに分けられる。

「、給料」給料は日滿人同一原則により、各人の學歴、履歴、及び技能を中心にして決定される。給料は參與、參事、副參事、職員に對しては月俸、雇員（月手當）に對しては月手當、雇員（日給）及傭員に對しては日給で支給される。

「、加俸」滿洲在勤の社員にして參與、參事、副參事、職員たるものに對しては給料に對し一定率の加俸を支給する。滿洲に在勤する日人社員は種々なる生活環境に於て日本内地と異なるものあり、之を物質的に補ふところに加俸存在の理由がある。

滿人社員は原則として其の在勤地に土着するものであるためこの加俸支給の必要はないが、ただ職員以上の滿系社員は比較的業務の都合により轉勤する場合も多く、又、日本内地に在勤する滿系社員は前述の滿洲在勤日人社員と同様の理由の下に、何れも加俸が支給される。

加俸は日用品購入費、生活環境に對する物質的補給、採暖費の三つの要素からなり、従つて在勤地が異なることによつて加俸率が異なる。

「、住宅料」給料及加俸は衣食の資であつて、住に對し會社は住宅料を支給する。但し社宅を支給してゐるものは勿論住宅料の支給はない。



住宅料は單身者と家族持によつて其の支給額を異にし、給額の低いものの爲には最低住宅料制度が採用されてゐる。

2 附帯給與

基本給與は社員の資格により定められた定額給與であるが、各社員の勤務内容は必ずしも一定してゐない。会社は多岐に亘る業務中夜間の勤務、危険な作業等に服する者に對しては種々なる職場又は勤務手當を支給する。

3 其他の給與

会社は以上の他に左の諸給與を支給する。

イ、被服 社員中現業に携はる者に對しては業務の性質上一定の服装を必要とする故、被服の現物を支給する。

ロ、旅費 社員が一般社用又は建設工事等で旅行する場合は、その旅行の性質並びに旅行地域に従ひ、各種の旅費を資格、給額、旅行日数に應じて支給する。

又、社員の赴任、轉勤等に際しても同じく旅費を支給する。

ハ、非役及び休職中の手當 非役又は休職を命ぜられた場合は、その種類又は事情に應じて非役手當又は休職手當を支給する。

ニ、賞與金 定期賞與金は毎年六月、十二月の二回、勤務日数、勤務成績に應じて一定の率により支給する。

尚ほ甲號及び丁號非役並びに休職又は退職を命ぜられた場合、若くは死亡した場合は所定の打切賞與金を支給する。

ホ、退職手當 圓滿退職又は死亡した場合で勤務年數も相當長く勤務良好であつた場合は勤務年數其他を考慮し

概ね退職手當を支給する。

ヘ、職務傷病手當、職場死亡弔慰金及び葬祭費 自己の重大なる過失によらず、職務に基因して傷痕を蒙り又は疾病に罹り、若くは死亡した場合は社費を以て傷病を治療し或は職務傷病手當、職場死亡弔慰金を支給する。

職務傷病治療の爲休職中は出勤扱いとし一般給與を支給し、又必要に應じて義肢、義眼等を給與する。

職務死亡には前述の弔慰金の他、葬祭費を支給し、葬儀は社葬、又は所屬葬として之を行ひ又必要によつては資格させることもある。

(五) 社員の登用

社員の資格は參與、參事、副參事、職員、雇員(月手當待遇雇員、日給待遇雇員)及傭員に區分されてゐるが、各資格の適格條件は技能、經歷等によつて定められてゐる。下級の資格者が上級の資格條件に適合するに至つた場合には定期または臨時に銓議の上資格を變更される、これを登格といふ。

1 定期登格

一年一回(十一月)定期に實施される。

(イ) 職員登格 月手當待遇雇員の中、職員資格條件の該當者について銓衡せられるもので、銓衡は次の如く分けらる。

△日 系

甲、無試験銓衡制 適格條件は別に規定してあるが、その該當者の中、人物、技倆、經驗共に優秀であつて所



部長の推薦を受けた人に對し、本社に於て本人の所屬に於ける成績その他を考慮の上、無試験銓衡によつて
登格される。

乙、試験銓衡制Ⅱ無試験銓衡の条件の一部を缺いてゐても、人物、成績共に優秀であつて所屬長が特に登格を
必要と認めたる者に對しては、本社に於て實施の登格試験（業務知識、識見、人物、勤務成績、特長）を受け
させて、合格者は登格させる。なほ無試験銓衡に洩れた者に對しても受験させることになつてゐる。

△満 系

甲、無試験銓衡制Ⅱ満系の登格条件については日系とは別に規定されてゐる。無試験銓衡によつて審議される
のは、初等程度學校の適格条件該當者並に特拔条件該當者である。

乙、試験銓衡制Ⅱ試験によつて銓衡される者は、中等學校出身の適格条件該當者並に特拔条件該當者であつて
試験は業務能力、人物、識見、日本語によつて本社で施行される。

(ロ) 雇員 登 格

△日系Ⅱ日給待遇雇員から月手當待遇雇員への變更を昇進と言つてゐる。月手當待遇雇員への昇進はその決定を
所屬長に委任されてゐる。所屬長は別に規定されてある条件への該當者及成績優秀な特別抜擢申請者について
審議の上決定することになつてゐる。

△満系Ⅱ雇員から雇員へ資格變更される。満系の雇員登格条件は日系とは別に規定してあるが、登格者の決定方
法については前項日系の場合と同様である。

(ハ) 鮮系社員 抜別變更

是は登格ではないが待遇の變更である。満系待遇の鮮系社員で二年以上の勤続精勤者中、責任感、技術、思想、
日本語が日系當該資格社員と比較して同等程度と認められた場合は、試験（業務能力、人物、思想、識見、日本
語）の上合格者に對しては日系社員と同等待遇に扱ひが變更されるのである。なほ合格の際、本人給額が日系國
民學校初等科卒業者初任給（男子日給一圓三十五錢）未満の者は同額まで昇給することになつてゐる。

2 臨時 登 格

雇員及備員であつて軍需省施行の電氣事業主任技術者資格試験第一種又は第二種に合格した者は、合格の日附を以
て臨時に職員に登格せしめられる。第三種の合格者は合格日以後甲種工業と同等資格に取り扱はれる。その他職務
死亡等の場合には事情審議の上臨時に登格せしめられる。

六、當社の厚生制度

こゝで厚生制度といふのは、社員のための社宅、共済、福祉、生計等の諸制度を總稱するのであるが、かうしたものの考へ方も管てのそれとは全く一變し、國家的見地よりする新たな視野の下に之等の諸制度の眞摯なる方策の樹立が行はれてゐる。

即ち給與は社員の勞務に對する會社の報酬にすぎないのでなく、國防國家の生産要員に對する生活維持の保證であると同様に、此等の厚生制度も亦管ての溫情的な恩惠乃至は社員獲得のための福祉施設ではなく、人的生産力の保護長養のために會社が國家に代り其の生産要員に對し之を行ふものに他ならない。

當社は創立當初からの國策的使命に鑑み、社員に對する厚生制度もまた電力國策の遺憾なき完遂といふ自覺の上で打ち樹て、一社一家の奉公精神に立脚した諸制諸施設を完備するに努めて來たのである。

特に大東亞戰爭の開始以來、日を送りて戦局の様相苛烈を極め、決戦の鍵鑰が統後生産力の強弱に存することが明かとなるにつれ、社員的生活安定と保健長養の必要は會社當面の急務となり、その萬全を期しつつ戦時下一切の困難を克服して厚生施設の擴充に、また生活必需品の確保に肝膽を砕いてゐるのである。

以下其の各項に亘り概貌を述べることにしよう。

(一) 社宅施設

當社に於ては夙に社員の住宅問題を重視し、之が給與は現物給與即ち社宅貸與を建前として、資金、資材、工事能

力等幾多の障礙を克服して社宅建設に努力してゐる。併し今日では如何に努力しても資材難のため、激増する社員を收容し切れないので、その對策として社有社宅の外に一般貸家を借り上げて社員に無料貸與する代用社宅を相當數確保してゐる。

また社宅不足のため收容困難なる場合は、住宅料を支給して各自に適當な住宅を獲得させてゐるが之を散宿と呼んでゐる。

1 社宅の規格

買收社宅や代用社宅もあつて其の間取りや附帯施設も種々雑多であるが、之等の規格を左表の標準によつて類別してゐる。

種別	標準	建築	平米	標準	間	取
甲 A	一階	二五八・九九	一〇、六、三、洋間二、食堂一〇	八、八、六、洋間四・五		
甲 B	一階	二四二・四〇	一〇、六、三、洋間一〇、食堂一〇	八、八、六、洋間一〇、食堂一〇		
甲 C	一階	二三三・二八	八、六、六、三、洋間一〇	八、八、六、四・五、三		
乙 1		二二九・六五	八、八、六、四・五、三	八、八、六、四・五		
乙 2		一二四・八五	八、八、六、四・五	八、八、六、四・五		
丙 1		七八・七〇	八、六、四・五	八、六、四・五		

	丙 2	丙 3	丁 型	興 型	獨 寮	青年 寮	満 人 社 宅
	七二・五二	六六・四・五	六七・四五	八・六	四二・一〇	六、四・五	六一・〇〇
	六一・〇〇	六、六	五〇・〇〇	六	一室當り	一五〇・〇〇	二四・〇〇
	一六						

2 日系社宅

日系家族持社宅は昨康徳十年末に於て代用社宅をも含め、全満約三千六百戸を有し、有家族者に對する收容率は九八パーセントに及んでゐる。

獨身寮は全満約一千四百室を有し、其の必要に應じ寮長を置き、又寮司、寮母及びボーイが管理のために従事してゐる、獨身寮は従來獨身社員に對する福利施設としての面に重點が置かれてゐたが、今日では獨身社員錬成道場たるの實を擧げんことが要求され、會社との關係を有機的に連繫することが必要となり、獨身寮管理の會社方針が決定されて既に新京都南寮を始め全満獨身寮に於て實施されてゐる。

3 満系社宅

寮の炊事制度も當社直營といふことに漸次變更改善され、専ら寮員の營養向上と保健管理に留意されてゐる。

最近満系社員に對しても、其の住宅難緩和、勤務の定着固定其他諸種の事情から必要箇所に極力社宅を建設しつゝあり、昨康徳十年末に於て全満約一千七百戸の社宅と三十數棟の獨身寮を有し、満系社員の收容率は五三パーセントに及んでゐるが、日系同様代用社宅制の採用についても考慮中である。

(二) 共濟制度

社員やその家族が傷病其他の事故に遭遇した場合、當社は「社一家の精神に則つて共濟制度を設けてゐるが、これは社員相互扶助を目的とする健康保險機關であり、「社員共濟勘定」としての特別勘定により運営されてゐる。

1 収入

イ、社員の職金^ニこれは資格と給額により各自の分相應の分擔徴收を行ひ、毎月最低日給額の八割から最高本俸の千分の八〇までを徴してゐる。

ロ、職金に對する會社からの補助金^ニこれは右の職金に對し、毎月その一六〇パーセントを會社から支出してゐる

ハ、其他の収入^ニ主として利息収入である。

2 支出

(甲) 社員に對しては

イ、傷病療養費^ニこれは醫療費の九割。又呼吸器疾患のため別に定めてある社員健康管理規程によつて會社施設の療養所その他へ轉地療養する場合は、勤務地と療養地間の旅費及び途中の雜費まで支給する等、社員が安心して療養に専念し得るやう取計はれることになつてゐる。

ロ、傷病手当金 〓これは病氣による缺勤のため会社からの給与が規程により停止された場合、これに代つて給付されるものであつて、家族持ちに對してはその家族數に應じ夫々月收の最低四五%、最高九五%まで、獨身者に對しては二〇%から三五%までを給付してゐる。

ハ、分娩手当金 〓これは産兒一名に對して五〇圓である。

ニ、廢疾手当金 〓これは社員が傷病のために勤務に堪へず退職する場合、その扶助の目的を以て、傷病の程度や家族數及び年齢等により査定の上給付されるものであつて、本俸の最低三ヶ月分から最高三〇ヶ月分である。

ホ、弔慰金 〓社員が不幸にして他界した場合、基本を本俸の一八ヶ月分とし、なほ家族數と本人の勤務年數によつて數ヶ月分を加給してゐる。

(乙) 家族に對しては

イ、傷病療養費 〓醫療の八割を給付する。

ロ、分娩手当金 〓これは社員の場合と同様、産兒一名に對し五〇圓である。

ハ、家族葬祭料 〓これはその家族の讀きがらによつて、本俸一ヶ月分又は二ヶ月分を夫々給付してゐる。

以上大體現行制度について述べたのであるが、會社當局に於ては、給付は常に社員に厚くなるやう深甚の意を用ひてをり、茲數年間の経過についても、愈々共済制度の本質を明かにすると共に、全社員との繋がりをもより廣くより深くすることに努めてゐるのである。

3 共済貸付制

なほこの共済制度の附帶的業務として、社員の私經濟が何らかの特殊事情により窮迫に陥つた場合のため、共済貸

付金の制度を設けてゐるが、その返済期間は、生活上に無理を生ぜしめないやう、實に四十ヶ月といふ長期に亘る餘裕を與へてゐる。

(三) 厚生施設

厚生業務の内容並に施設を、社員健康管理と一般厚生施設に分けて概説すれば次の通りである。

1 社員健康管理

これは社員及家族の健康増進並に病氣豫防策と、病弱者に對する治療策とに分ち、全滿各地の主要醫院を指定囑託し又國內及關東州、日本内地等に療養所を設けると共に、更に各主要支社支店に醫務室及診療所の設置を計畫中であり、また新東京市には満電綜合病院が近年中に完成される豫定である。

甲、現有施設の内容を紹介すると

(イ) 別府療養所(收容人員約七〇名)

全社員の定期健康診断を強制的に實施し、之によつて健康を害してゐるもの(主として呼吸器系統)の早期發見に努め、會社命令として當療養所で療養させる事になつてゐる。旅館の夏家河子にある當社保健館と殆ど同様のものであるが、この方は完治に稍々長期を要する社員を收容する。その位置は瀬戸内海を望む高台にあり、風光明媚、食事に關しても特別の考慮が拂はれ、理想に近い設備を整へてゐるが、入所中の経費は食費の一割(月額約六圓程度)を要する外一切必要ない。現地から別府迄の往復旅費の外途中の手當が支給され、入所後六ヶ月間は本俸額を支給、六ヶ月を越ゆる場合は傷病手当金として共済規定による充分の生活保證が行は

れる。結核はその性質上將來は家族に對しても厚生の手を伸ばす事になつてゐる。

(ロ) 夏家河子保健館(收容人員約三〇名)

これを別府療養所と殆ど同様な目的の下に設立され、夏家河子海水浴場の後方高地に勃海灣を一時に收め静養所としての地の利を誇つてゐる。館内設備も、入所中の経費もみな別府療養所と同様である。更に本年度は之と同様の保養所を國內に物色中で、將來社員の治療並に休養といふ點に就いて萬全の對策が企畫されてゐる。

(ハ) 醫務室

全滿各支店內に醫務室を置き、應急手當、社員健康診断等に利用してゐる。必要な醫療器具と藥品を備へ、簡單な藥劑は調劑も可能であり、將來は専門醫を配置する診療所として發展を期せられてゐる。

(ニ) 體育施設

新京に於ける有名な都南寮の綜合大運動場を始め、全滿主要支店に夫々小運動場の設備がある。

競技場として野球場、圓球場(ラグビー場)、庭球場、籠球場、排球場、滑水場、水泳場、相撲場、柔道場、剣道場、弓道場、陸上競技場、兒童遊園場、其の他がある。

(ホ) 奉天元師林鍊成道場

(ヘ) 吉林鍊成道場

第二松花江に臨み特に冬季鍊成と夏季慰安地として本年度より活用される筈である。

(ト) 鏡泊湖保健館

東北滿地區社員の鍊成道場並に保養所として大湖水を展望する勝景の地に瀟洒な設備を誇つてゐる。

乙、將來の保健施設の計畫を擧げれば

(イ) 新京綜合病院Ⅱ當社十周年記念事業として計畫され近年中に完成の豫定である。

(ロ) 新京診療所Ⅱ綜合病院完成まで社員及家族の治療に當るべく今年中に完備の豫定である。

(ハ) その他Ⅱ新京看護婦養成所、各支店診療所(健康相談所を兼ねる)、新京、哈爾濱、齊々哈爾、牡丹江に保健館、獨身寮内に靜養室等の計畫がある。

なほ本年度に實施すべき健康管理業務計畫を摘記すれば、全社員健康診断を始め、全社員體力検査、榮養劑の無料配布、保健指導員養成、職場體操の徹底、流行病豫防劑の無料配布、結核豫防研究、乳幼児審査會(健康優良乳幼児は表彰)、僻地巡回診断、夏冬期に於ける社員鍊成(例へば海水浴、スキー等、各自の負擔經費は一切不要)といったものが數へられてゐる。

2 一般厚生施策

決戦時局に於ける社員及家族の公私生活の指導その他、慰藉、教化、一般福祉を目的としての種々なる施策を行つてゐる。

甲、先づ現在に於ける活動状況を述べれば、

(イ) 婦人寮にミシン、茶道具、生花等の設備を有し、講師を聘し講習をも行つてゐる。

(ロ) 職場吹奏樂團の設置。

(ハ) 兒童遊園地の設置。

(ニ) 巡回映畫Ⅱ僻地社員及軍警慰問の爲、毎年春秋一回之行ふ。

- (ホ) 榮養士設置 全滿各獨身寮に榮養士を採用し、獨身社員並家庭主婦に對し榮養問題に關して萬全の指導を行ふべく立案中である。
 - (ヘ) 留守宅相談所 長期出張非役社員及出征軍人の遺家族に對して種々相談に應じ便宜を圖る事になつてゐる。
 - (ト) 社員轉勤箱 現在資材缺乏の爲、轉勤社員の不便を除去すべく會社から荷造箱を貸付ける事になつてゐる。
 - (チ) 野菜園藝種苗の配布。
 - (リ) 派遣家政婦の設置。
 - (ヌ) 新京白梅會館 康徳十年未完成した白梅會館は、社員宿泊所、集會場、慰安場として社員に愛用されてゐる。會館内の設備は、大食堂、大談話室、會議室、宿泊室、映畫劇場(收容人員約七百名)、生計組合等である。
- 乙、次に將來の一般厚生施設計畫について述べる。
- (イ) 社員子弟宿泊所 僻地社員の中等學校程度の子弟の寄宿舎の設置。
 - (ロ) 獨身寮及婦人寮の厚生施設擴充。
 - (ハ) 社宅備品の擴充 本箱、机、電熱器具、神棚等。
 - (ニ) 滿系厚生施設の擴充。
 - (ホ) 廢品、古物更生部の設置。
 - (ヘ) 共同炊事場の設置。
 - (ト) 各支店厚生會館の設置。
- 最後に一般厚生業務の本年度計畫中主要なるものを擧げると、社員の生計調査、榮養指導に關する小冊子發行、社員

及家族の生活指導、右の教化指導、滿系社員副業の獎勵(現在洋裁、刺繡その他を實行してゐる)、各支店厚生施設の整備擴充、僻地巡回慰問(軍醫慰問を含む)、家庭副業の獎勵(養雞、蔬菜)、留守宅相談所の整備強化、蔬菜品評會(優秀者を表彰)等の計畫がある。

(四) 生 計 施 設

社員の決戦生産力を長養するためには、經濟情勢の變化した現時局下に於ては生活必需品の確保といふことが重要な條件となつて來た。當社の生計事務所は逸早くこの新情勢に對應すべく、單なる消費組合的性格から蟬脱し、最低の必要量を最大の可能性に於て自給し得るの方策を樹てることに努力しつつある。而し乍ら設立後未だ二ヶ年にすぎず其の活動も充分とはいへない現状であるが、會社の社員管理方策の重要な一翼を擔ふの事務を自覺して、勤勞の原動力培養源としての飛躍的活動を期すべく諸種計畫中である。

1 事業資金

資金は之を全額會社から貸與を受け、會社勘定とは別個にその收支を整理してゐる。

2 活動状況

先般の滿洲國厚生會の誕生により、當社は之の特設支所として参加することとなつたため、社員の最低生活に必要な物資の仕入並に配給は一應可能な見通しを得たが、更に生計本來の積極的な自給活動を活潑に開始するための諸計畫並に諸準備は着々と進められ、一部は既に相當の成績を上げてゐる状態である。なほ生計活動の目標としてゐる所は左の通りである。

支店	開設年度	用地面積	備考
大榑	康徳十年	二〇町歩	水田
奉天	〃	〃	藜菜
哈爾濱	〃	〃	藜菜
牡丹江	〃	七・五	藜菜、藜菜、藜菜
齊齊哈爾	〃	三〇〇	藜菜、藜菜、藜菜、馬鈴薯
錦州	〃	〃	藜菜
營口	〃	〃	藜菜
四平山	〃	七・五	藜菜、藜菜、藜菜
鞍山	〃	二〇〇	藜菜、藜菜、藜菜
間島	〃	四・五	藜菜、藜菜
佳木斯	〃	三	藜菜、藜菜
哈爾濱	〃	三三	藜菜、藜菜、藜菜

(口) 各支店別自給農場養鶏養豚一覽表

合計	借地	高菴	粟米
1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000

地名	種	面積(町)	作付面積(町)	品	種	相當收穫量	總收穫豫想量
開原	水	100	100	水	稻	100,000	1,000,000
龍崗	水	100	100	水	稻	100,000	1,000,000
安龍	水	100	100	水	稻	100,000	1,000,000
龍崗	水	100	100	水	稻	100,000	1,000,000
龍崗	水	100	100	水	稻	100,000	1,000,000
龍崗	水	100	100	水	稻	100,000	1,000,000
龍崗	水	100	100	水	稻	100,000	1,000,000
龍崗	水	100	100	水	稻	100,000	1,000,000

(イ) 自給農場收穫豫想表

- イ、社員生計重要物資の獲得及び適正配給
- ロ、農産、水産、殖産並に一般加工品の研究
- ハ、社員家族に對する授産研究並に指導
- ニ、非常時食糧對策
- ホ、生計に關する長期對策
- ヘ、戰時國民厚生に對する科學的研究並に厚生長期計畫
- ト、厚生會業務の完遂
- チ、本年度生計事業の事業概要は左表の通りである。

(二) 牧 畜 業

本年度を第一期調査期間とし、齊々哈爾、扶餘方面に於ける斯業經營の目標を以て計畫中である。

(一) 自給漁場收穫高豫想表

		大東港漁場收穫豫想		臺麻島漁場收穫豫想	
品	種	金	額	種	備
鮮魚	收 入	六七〇〇〇	圓	品種約二十餘種、使用船數七艘	
毛蝦	收 入	二五〇〇〇		使用船數二艘	
小 加 工 品 收 入	計	九七〇〇〇		蒲鉾外二種	
鮮魚	收 入	七〇〇〇〇		品種三十餘種、使用船數八艘	
小 加 工 品 收 入	計	七五〇〇〇			
總 計		一七二〇〇〇			

東 大 南	
京 屯 魚	〃 〃 〃
水田	八 蔬菜
二 馬鈴薯	九
五 水田、蔬菜	



七、社員會の概要

四四

滿電社員會は康徳二年（昭和十年）四月、當社の設立後間もなく社員の親睦並びに社風作興機關として電業社員俱樂部の名の下に設立され康徳五年（昭和十三年）一月從來の目的に加へ會社使命の擁護達成を其の主要目的とするに至り電業社員會と改稱された。

次いで康徳七年（昭和十五年）以降の世界情勢の急激なる新展開に際し、社員會もこの情勢に照應して康徳八年（昭和十六年）四月、機構の刷新整備と適正なる運営を期すべく、國民的組織體の一翼としての合理的體制を樹立して現在に至つたのであるが、今回の合同により社員會も會社と共に新たな重大使命が附加せられ、茲に名稱も滿電社員會と改稱し、決戦下に於ける會社使命の完遂を期すべく、新發足を行はんとするものである。

一、社員會の本質と使命

滿電社員會は滿電社員を以て組織する國民的實踐組織體である。會員は社業を通じて建國精神を實現するを理想とし、會社使命の達成を圖ると共に進んで興亞の大政を翼賛するといふ自主的組織體に他ならない。

之を會社との關係について見れば、社員會は單なる會社の從屬機關ではなく社業興隆の精神的母體をなし、會社と表裏一體不可分離の關係にある。即ち會社規程「社員會設置ニ關スル件」に於て「會社ニ社員會ヲ置キ其ノ綱領ノ貫徹ヲ圖ラシム」と規定され、兩者の有機的一體性が明かにされてゐる。更らに協和會との關係について見れば、社員會活動は協和會活動の部分形成をなしてゐると謂へる。即ち社員會と協和會とは其の本質並びに使命に於て全

く軌を一にしてゐるのであるが、たゞ協和會の現機構は地區別の國民組織となつてゐるために、社員會は各支部毎に協和會の職場分會として参劃し緊密な運営に努めてゐる。

二、社員會の綱領と活動

社員會は左の綱領を掲げその貫徹を圖るを目的とし、目的遂行のための諸活動をなしてゐる。

一、大東亞の建設

我等は民族協和し大東亞の建設に邁進せん。

一、事業使命の達成

我等は國防國家に於ける電氣事業の地位を確認し、之が使命を達成せん。

一、奉仕精神の徹底

我等は公私生活を一新し、國家の嚮ふところに奉仕せん。

本綱領は康徳八年（昭和十六年）に制定せられたものだけに、其の表現に於ては背烈深刻なる決戦下の現在些か生ぬるさを感じるが、其の精神は脈々として全社員會に光被し、決戦意識の烈々たる源泉をなしてゐるものである。

次に社員會活動を大別すれば、左の三項に分ち得る。

1. 精神活動 これは會活動の中樞であつて、綱領の精神を會員は勿論、會社從業員の最後の一人迄に之を徹底し、滿電社員としての輝しい自覺と、大東亞人たるの確固たる信念を感得して牢固たる團結を期する活動である。

四五

0091

2 職域活動 これは會活動の本質的活動であつて、會社の事業使命の達成を圖り、電氣事業を通じ決戦の完遂を期する活動である。

3 厚生活動 これは會活動の附帯活動であつて、會員の生活は社業直接の根源をなすものであるから、會員協力して國家の稱ふ所に向ひ、自主的に厚生生活を實踐せんとする活動である。

三、社員會の組織

社員會は社員を以て組織し、會社役員は之を社員會の客員とする會社全員の組織體である。但し滿系常備夫は其の生活程度を考慮して準會員とし、職金其他の負擔を徴してゐない。

社員會の組織と機關及び其の活動の總ては全員の總意に於て決定した社員會規約に基いて運用實行されてゐる。社員會の役員は總て會員たる社員が之に當り、會活動を統裁する幹事長は顧問會の推薦によつて會社理事長より任命されるが、役員は總て一箇年と規定されてゐる。

本部を新京本社内に置き本支社其他會社主要機關所在地には夫々支部を置いてゐる。

本部は社員會の統轄機關であり、幹事長の下に幹事會、事務局及び情報、企畫、文化、青年、輔導、體育の六部を置いてゐる。

支部は社員會の組織單位であり、又活動單位であつて、各支部は夫々の特殊性に順應して自主的に會活動の諸問題を取上げて實踐してゐる。

支部には支部委員會及び事務、情報、厚生、親和、文化、輔導、體育、婦人の八部の中、必要とする部を置いてゐる。

四、社員會の會計

社員會の會計は「社員會會計規則」によつて規定されてゐる。即ち經費は會員の一定率の職金及び之と同額の會社よりの普通補助金、及び機關誌發行補助金、基本器具補助金、其他の收入に依つて賄はれてゐる。

従つて會員の職金は、社員會經費總額の概ね四分の一程度であつて、他の悉くは會社よりの補助金其他の收入により支辦されてゐる。

本部經費は普通補助金の三分の一相當額を以て之に充て、普通補助金の殘額及び會員の職金總額を以て、支部活動經費に充て支部は其の範圍内に於て自主的に豫算を編成し實行してゐる。

基本器具は支部會員の共同使用に供される用具類で、現在に於ける其の種類は七十數種に上り、此の各々適當數が支部の實情に應じ備付けられてゐる。

施設は凡て會社施設として設備され、社員會はその運営並びに利用をなしてゐるのである。

電力法

(康徳十年十二月二十二日勅令第三一號)

第一條 本法ハ電力ヲ計量的ニ開發シ其ノ需用ノ適正ナル充足ヲ行ヒ以テ其ノ國家的效用ノ増進ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ電力設備ト稱スルハ電力ノ生産、供給又ハ消費ノ用ニ供スル水路、貯水池、機、器具、電線路其ノ他ノ設備ヲ謂フ

第三條 電力ノ生産ハ本法ニ別段ノ定アル場合ノ外滿洲電業株式會社及滿洲鐵道水力發電株式會社以下電力會社ト稱シニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 電力ノ供給ハ本法ニ別段ノ定アル場合ノ外滿洲電業株式會社ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 滿洲鐵道水力發電株式會社ハ其ノ滿洲國內ニ供給スヘキ電力ヲ滿洲電業株式會社ニ供給スベシ

前項ノ規定ニ依リ供給スル電力ノ價格其ノ他供給條件ハ經濟部大臣ノ定ム

第六條 電力ノ生産及供給計畫並ニ其ノ計畫ノ實施ノ爲必要ナル電力設備ノ建設並ニ經濟部大臣ノ定ム

第七條 前項ノ規定ニ依リ電力會社ニ付定メラレタル計畫ヲ實施スル爲ニ必要ナル實施計畫ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ行フ

第八條 經濟部大臣ハ電力會社ニ對シ電力ノ生産又ハ供給ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 滿洲電業株式會社ハ電力ノ價格其ノ他供給條件ニ付經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受ベシ

經濟部大臣ハ滿洲電業株式會社ニ對シ電力ノ價格其ノ他供給條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 經濟部大臣ハ左ニ掲タル場合ニ於テハ電力會社以外ノ者ニ電力ノ生産ヲ許可スルコトヲ得

一 餘剩瓦斯、廢熱其ノ他ノ利用ニ依ル場合

二 通信、鐵道其ノ他重要ナル施設ノ爲準備源ヲ必要トスル場合

三 前二號ノ外特別ノ事由ノ存スル場合

第十一條 經濟部大臣緊急ノ必要アル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者(以下發電者ト稱シ)ニ對シ其ノ電力ヲ滿洲電業株式會社ニ對シ供給スベキコトヲ命令スルコトヲ得

第十二條 發電者ハ電力ニ剩餘アルトキハ其ノ電力ヲ滿洲電業株式會社ニ供給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ供給スル電力ノ價格其ノ他供給條件ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ行フ

第十三條 第十一條ノ規定ニ依ル命令ニ基テ供給ニ因リ生シタル發電者ノ損失ハ政府之ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依ル補償金額ハ發電者ノ意見ヲ聽キ經濟部大臣ノヲ決定ス

第十四條 滿洲電業株式會社ノ貸ニ歸スヘキ事由アリタルトキハ經濟部大臣ハ滿洲電業株式會社ニ對シ第一項ノ補償金額ノ全部又ハ一部相當額ノ納付ヲ命スルコトヲ得

第十五條 經濟部大臣認可ト必要アリト認ムルトキハ發電者ニ對シ電力ノ生産若ハ供給又ハ其ノ制限若ハ停止ヲ命シ又ハ第十條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ヲ取消スコトヲ得

第十六條 經濟部大臣認可ト必要アリト認ムルトキハ地方行政官署ノ許可ヲ受ケ前條第一項以外ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

第十七條 電力會社電線路建設ノ爲必要アルトキハ地方行政官署ノ許可ヲ受ケ前條第一項以外ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

第十八條 電力會社電線路建設ノ爲必要アルトキハ地方行政官署ノ許可ヲ受ケ前條第一項以外ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

第十九條 電力會社ノ職員第十六條、第十七條第一項又ハ前條第一項又ハ禁止ニ付命令ヲ爲スコトヲ得

0094

E-0646

項ノ規定ニ基キ其ノ職務執行ヲ爲サントスル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證書ヲ携帯スベシ但シ第十七條第一項又ハ前條第二項ノ規定ニ依ル場合ニ於テハ其ノ許可書ノ原本ヲモ携帯スベシ

電力會社ノ職員職務執行ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ受領者ノ要求アルトキハ前項ノ證書及許可書ノ原本ヲ呈示スベシ

前項ノ規定ニ依ル呈示ヲ爲サザルトキハ執行ヲ受クル者ハ其ノ執行ヲ拒否スルコトヲ得

第二十二條 第十六條乃至第十八條ノ場合ニ於テ現ニ生ジタル損失ハ電力會社ノ補償スヘシ

前項ノ補償金額ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ヘズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テ官公署ノ管理スル土地ナルトキハ經濟部大臣之ヲ決定シ其ノ他ノ土地ナルトキハ地方行政官署之ヲ決定ス

第二十三條 電力會社ノ電線路ヲ建設シタル土地又ハ其ノ近接地ノ所有者又ハ占有者必要アルトキハ電力會社ヲシテ障害ノ豫防又ハ除却ニ必要ナル方法ヲ施サシムルコトヲ經濟部大臣ニ申請スルコトヲ得

前項ノ申請ハ電力會社ト協議調ヘザル場合ニ非ザレハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十四條 地方行政官署前條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタルトキハ電力會社、所有者及其ノ他ノ権利者ノ意見ヲ聽キ土地、建物、其ノ他ノ工作物、其ノ他ノ権利又ハ位置變更ノ費用ヲ評價シ其ノ比ノ限ニ在ラス

一 協議ヲ爲サントスル者ヲ確知スルコト能ハザルトキ

二 協議ヲ爲スコトニ因リ支障アリト認めタルトキ

第二十九條 地方行政官署前條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタルトキハ電力會社、所有者及其ノ他ノ権利者ノ意見ヲ聽キ土地、建物、其ノ他ノ工作物、其ノ他ノ権利又ハ位置變更ノ費用ヲ評價シ其ノ比ノ限ニ在ラス

一 協議ヲ爲サントスル者ヲ確知スルコト能ハザルトキ

二 協議ヲ爲スコトニ因リ支障アリト認めタルトキ

第二十九條 地方行政官署前條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタルトキハ電力會社、所有者及其ノ他ノ権利者ノ意見ヲ聽キ土地、建物、其ノ他ノ工作物、其ノ他ノ権利又ハ位置變更ノ費用ヲ評價シ其ノ比ノ限ニ在ラス

金額ヲ決定スベシ

地方行政官署前條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタル場合又ハ前項ノ規定ニ依リ決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ヲ告示シ且土地又ハ建物其他ノ工作物ノ所有者及其ノ他ノ権利者ニシテ知レタルモノニハ之ヲ通知スベシ

第二十五條 第二十三條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタル官署ハ登録官署ニ對シ其ノ旨通知スベシ

第二十六條 電力會社ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル金額ノ支拂ヲ爲ス場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ金額ヲ供託スルコトヲ得

一 金額ノ支拂ヲ受クベキ者其ノ受領ヲ拒ミタルトキ又ハ受領スルコト能ハザルトキ

二 金額ノ支拂ヲ受クベキ者ヲ確知スルコト能ハザルトキ

三 金額ノ差押又ハ假差押ヲ受ケタルトキ

第二十七條 電力會社ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル金額ノ支拂又ハ前條ノ供託ヲ爲シタル時ニ於テ其ノ土地又ハ建物、其ノ他ノ工作物ノ所有權ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅シ位置變更ヲ爲スベキ者ニ於テハ其ノ義務ヲ生ズ

前項ノ場合ニ於テハ第二十三條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタル官署ハ登録官署ニ移轉、變更又ハ抹消ノ登記ヲ應許スベシ

第二十八條 第二十四條第一項ノ規定ニ依リ爲シタル決定ニ不服アル者ハ同條第二項ノ規定ニ依リ其ノ告示アリタル日ヨリ二月以内ニ法院ニ出訴スルコトヲ得

第二十九條 前條ノ規定ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ讓渡又ハ設定ニ付テハ適用ス

第三十條 經濟部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ水力電源ノ開發又ハ保全ヲ圖ル爲必要アリト認めタル場合ニ於テハ一定地域ヲ限リ其ノ地域内ニ於ケル土地又ハ建物、其ノ他ノ工作物ノ所有權ノ移轉又ハ權利ノ設定、建物、其ノ他ノ工作物ノ設置、地形ノ變更、其ノ他ニ關シ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル所有權ノ移轉又ハ權利ノ設定ニ關シ制限又ハ禁止ヲ爲シタル場合ニ於テハ第二十五條ノ規定ヲ適用ス

經濟部大臣第一項ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ノ處分ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示シ且土地又ハ建物、其ノ他ノ工作物ノ所有者及其ノ他ノ権利者ニシテ知レタルモノニハ之ヲ通知スベシ但シ特別ノ事由ノ存スル場合ニ於テハ告示ヲ爲サザルコトヲ得

第三十一條 經濟部大臣ノ定ムル電力設備ヲ爲サントスル者ハ其ノ

電力設備ニ付經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ受クベシ
第三十二條 前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受タル者(以下電力設備者
ト稱ス)ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受クルニ非
レハ電力設備ヲ使用スルコトヲ得ズ
第三十三條 電力設備ハ本法ニ別段ノ定ムル場合ノ外電力設備者之
ヲ管理ス但シ電力設備者ナキ電力設備ハ滿洲電業株式會社之ヲ
管理ス
第三十四條 滿洲電業株式會社ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ
管理スル電力設備ノ利用者ヲシテ其ノ利用スル電力設備ノ施設又
ハ管理ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得
第三十五條 電力設備ノ管理ヲ爲ス者ハ技術者ヲ選任シ技術ニ
關スル事項ヲ擔任セシムベシ
前項ノ技術者ノ員數、擔任セシムルべき事項ノ範圍其ノ資格其
ノ他ニ關シテハ經濟部大臣ノ定ムル
技術者ノ選任又ハ解任ハ經濟部大臣ノ認可ヲ要ス
第三十六條 經濟部大臣ハ技術者ノ職務履行上不適當ナリト
認ムルトキハ電力設備者ニ代リテ之ヲ解任シ必要アリト認ムル
キハ之ヲ選任スルコトヲ得
第三十七條 經濟部大臣ハ電力技術者又ハ電力工務人ノ資格、檢定
又ハ取締ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第三十八條 電力設備者ハ電力設備ノ全部又ハ一部ノ讓渡、貸渡又
ハ共用ニ付經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ讓渡ヲ爲シタルトキハ第十一條ノ規定ニ依リ許可ハ其ノ讓
渡人ニ移轉ス
第三十九條 經濟部大臣は必要アリト認ムルトキハ發電者ニ對
シ其ノ電力設備ノ滿洲電業株式會社ヘノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ第二十三條乃至第二十八條ノ規定ヲ適用ス
第四十條 經濟部大臣は必要アリト認ムルトキハ電力設備者ニ
對シ其ノ電力設備ヲ滿洲電業株式會社ノ管理ニ移スベキコトヲ得
經濟部大臣前項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ當業者ノ意
見ヲ聽キ管理ノ條件ヲ定ムルコトヲ得
第四十一條 經濟部大臣ハ電力設備ノ管理ヲ爲ス者ヲシテ電力設備
者ハ其ノ工事ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サンメ又ハ所屬職員ヲシテ之
ヲ検査セシムルコトヲ得
經濟部大臣ハ電力設備ノ管理ヲ爲ス者ニ對シ其ノ電力設備又ハ其
ノ工事ニ關シ改善、改善其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第四十二條 經濟部大臣ハ電力設備ノ及ボス障害又ハ電力設備ノ受
クル障害ノ防止ヲ爲ス必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ執行ニ從事スル滿洲電業株式會社ノ職
員ハ之ヲ公務員ト看做ス
第四十三條 滿洲電業株式會社前條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケ
タルトキハ其ノ命令ノ範圍ニ於テ執行ニ必要ナル行為ヲ爲スコト
ヲ得
前項ノ規定ニ依ル行為ヲ爲サントスル者ニ付テハ第十九條ノ規定
ヲ適用ス
第四十四條 前條第一項ノ規定ニ依ル執行ニ要シタル經費ノ徵收ハ
經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ前條第一項ノ規定ニ依リ執行ニ
要シタル經費額ヲ滿洲電業株式會社ニ交付スベシ
第四十五條 電力會社ハ其ノ定ムル所ニ依リテ發電スル命令又ハ之ニ基キ
テ爲ス處分ニ依ル事項ヲ爲サルトキハ經濟部大臣又ハ其ノ委任
ヲ受ケタル所屬職員ハ電力會社ニ代リテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場
合ニ於テ必要アルトキハ電力會社ノ設備職員其ノ他ノモノヲ使用
スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ爲シタル行為ニ因リ生ジタル費用ハ電力會社ノ
負擔トス
第四十六條 經濟部大臣ハ滿洲電業株式會社ニ對シ本法若ハ本法ニ
基キ發電スル命令又ハ其ノ處分ニ依ル事項ニシテ電力會社以外ノ
者ニ對スルモノノ執行ヲ命ズルコトヲ得

五四

社ニ對シ其ノ效力ヲ生ズ
第五十一條 經濟部大臣ハ電力會社以外ノ電力設備者ガ本法若ハ本法ニ依リテ發シタル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ電力設備ノ停止若ハ使用ノ廢止ヲ命ジ又ハ第三十條若ハ第三十一條ノ許可ヲ取消スコトヲ得
第五十二條 本法若ハ本法ニ依リテ發シタル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ依ル權利義務ハ電力設備ノ土地若ハ建物其ノ他ノ工作物又ハ其ノ上ニ存スル權利ノ承継ト共ニ其ノ承継人ニ移轉ス
第五十三條 本法若ハ本法ニ依リテ發シタル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行為ハ電力設備ノ土地若ハ建物其ノ他ノ工作物又ハ其ノ上ニ存スル權利ノ承継ト共ニ其ノ承継人ニ對シテモ效力ヲ有ス
第五十四條 經濟部大臣ハ本法又ハ本法ニ依リテ發シタル命令ノ規定ニ依ル權限ノ全部又ハ一部ヲ東海關長、興安總省長、省長（東海關長及、興安總省ノ省長ヲ含ム）、新京特別市長、市長、縣長又ハ縣長ニ委任スコトヲ得
第五十五條 本法ニ於テ地方行政官署ト稱スルハ新京特別市長、市長、縣長又ハ縣長ヲ謂フ
第五十六條 經濟部大臣ハ第三十七條ノ規定ニ依ル電力技術者若ハ電力工務人員檢定若ハ取締又ハ第四十四條ノ規定ニ依ル登錄規程若ハ檢定ニ關スル事務ノ全部又ハ一部ヲ法人ヲシテ行ハシムルコトヲ得
前項ノ法人ニ關スル規程ハ經濟部大臣ノヲ定ム
第五十七條 電力設備ノ損壞シ、之ニ物品ヲ接觸シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ電力ノ生産、供給又ハ消費ヲ妨害シタル者ハ七年以下ノ徒刑又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス
第五十八條 本法ノ規定ニ依リ電力ノ生産又ハ供給ヲ爲シ得ル者以外ノ者電力ノ生産又ハ供給ヲ爲シタルトキハ五年以下ノ徒刑又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
第五十九條 發電者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三年以下ノ徒刑又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ
二 第十二條ノ第一項ノ規定ニ違反シ滿洲電業株式會社以外ノ者ニ電力ヲ供給シタルトキ
三 第十四條ノ規定ニ依ル電力ノ生産若ハ供給又ハ其ノ制限若ハ停止ノ命令ニ違反シタルトキ
第六十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ徒刑又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

下ノ罰金ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發シタル命令ニ依リ許可、認可又ハ免許ヲ受クベキ事項ヲ許可、認可ハ免許ヲ受ケシテ爲シタル者
二 第三十條ノ規定ニ依ル建物其ノ他ノ工作物ノ設置、地形ノ變更其ノ他ニ關スル制限又ハ禁止ニ違反シタル者
三 第三十七條及第四十二條乃至第四十四條ノ規定ニ依リ發シタル命令ニ違反シタル者
第六十一條 電力設備者第十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ一年以下ノ徒刑又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
電力設備者以外ノ者第十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第六十二條 正當ノ事由無シテ滿洲電業株式會社ノ管理スル電力設備ヲ變更シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第六十三條 電力設備者第四十一條ノ規定ニ違反シテ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ檢査ヲ妨ケタルトキハ六月以下ノ徒刑又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
第六十四條 電力會社ノ職員第五十條第一項ノ規定ニ依リ經濟部大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル職員ハ電力會社ノ設備、職員其ノ他ノモノヲ使用セントスル場合ニ於テ之ニ應ゼザルトキハ五年以下ノ徒刑又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

徒刑又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十五條 第五十七條乃至第六十三條ノ規定ノ適用ニ付テハ康徳五年勅令第二百二十五號行政法規ノ罰則適用ニ關スル件ニ依ル

附 則

本社ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ノ際經濟部大臣ノ許可又ハ承認ヲ受ケ現ニ電力ノ生産及供給ヲ業ト爲ス者ハ本法施行後ト雖モ經濟部大臣ノ定ムル間仍舊前ノ通之ヲ爲スコトヲ得
本法ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クベキ事項ニ付本法施行前經濟部大臣ノ爲シタル許可認可又ハ承認ハ本法ニ依ル許可ト看做ス

五五

滿洲電業株式會社法 (制定 昭和七年十二月二十一日勅令第三三號 改正 昭和十二年三月二十七日勅令第九四號)

五六

- 第一條 滿洲電業株式會社ハ電力事業ノ一元の建設運營ニ任シ聯營
 低廉ナル電力ノ生産及供給ヲ爲スヲ以テ使命トス
- 第二條 會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ目的トス
 - 一 電力ノ生産及供給
 - 二 前號ニ附帶ス事業
 - 三 同種事業ニ對スル投資又ハ融資
 - 四 電氣化學工業其ノ他關聯事業ニ對スル投資又ハ融資
- 第三條 會社ハ本店ヲ新京特別市ニ置ク
- 第四條 會社ノ資本ノ額ハ六億四千萬元トス
- 第五條 會社ノ株式ハ記名式トシ其ノ株ノ金額ヲ五十圓トス
- 第六條 會社ハ滿日兩國ノ政府、公共團體又ハ國民及兩國ノ
 法人ニシテ社員ノ半數以上、業務ヲ執行スル社員若ハ職員ノ半數
 以上支ハ議決權ノ過半數ヲ兩國ノ政府、公共團體、國民又ハ法人
 ニ關スルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得
- 第七條 株金ノ第一回拂込ノ金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得
- 第八條 會社ニ會長、理事長、副理事長一人、理事八人以内及監事
 三人以内ヲ置ク
- 第九條 會長ハ會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ統轄ス但シ會社ノ業務ニ付
 テハ理事長之ヲ代表ス
- 第十條 理事長ハ會長ヲ輔佐シテ會社ノ業務ヲ總理シ會長缺員ノトキ又ハ
 事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行又ハ代理ス
- 第十一條 副理事長ハ理事長ヲ輔佐シテ會社ノ業務ヲ總理シ理事長缺員ノト
 キ又ハ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行又ハ代理ス
- 第十二條 理事長及副理事長共ニ缺員ノトキ又ハ事故アルトキハ經濟部大臣
 ノ指定スル理事長ノ職務ヲ代行又ハ代理ス
- 第十三條 監事ハ會社ノ業務ヲ監査ス
- 第十四條 會長、理事長、副理事長、理事及監事ハ政府之ヲ任命ス
- 第十五條 會長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年
 トス
- 第十六條 會長、理事長、副理事長、理事及監事ノ報酬ヲ手當ノ額
 ハ政府之ヲ定ム

- 第十七條 會長、理事長、副理事長、他ノ業務ニ從事スル
 コトヲ得ス但シ經濟部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラ
 ス
- 第十八條 會社ハ一年ヲ營業年度ト定ムル場合ニ於テ當該營業年度
 ノ利益額確實ニ爲シ得ヘキ見込アルトキハ其ノ營業年度經過
 前一回ヲ限リ一定ノ時期ニ於テ拂込金額ニ見込額當額ノ二分ノ一
 ヲ拂シタル金額ヲ株主ニ分配スルコトヲ得
- 第十九條 規定ニ依リ分配シタル金額ハ當該營業年度ノ計帳ニ付テハ
 之ヲ會社財産ト看做シ株主ノ異動ニ拘ラズ其ノ計算ニ基キ株主
 配當スベキ金額ヨリ之ヲ控除ス
- 第二十條 會社ハ拂込ミタル株金額ノ三倍迄配債ヲ募集スルコトヲ
 得
- 第二十一條 政府ハ會社ノ社債ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證ス
 ルコトヲ得
- 第二十二條 水力發電設備ノ建設又ハ維持ノ爲會社ノ行フ河川生産物
 ノ採取又ハ河川ノ占用若ハ使用ニ付テハ河川法第三十八條ノ規定
 ハ之ヲ適用セズ
- 第二十三條 會社ハ經濟部大臣之ヲ監督ス
- 第二十四條 經濟部大臣ハ滿洲電業株式會社監理官ヲ置キ會社ノ業務
 ヲ監理セシム
- 第二十五條 滿洲電業株式會社監理官ハ何時ニテモ會社ノ業務若ハ財
 産ノ狀況又ハ金庫、帳簿其ノ他ノ文書物件ヲ検査シ必要ト認ムル
 トキハ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
- 第二十六條 滿洲電業株式會社監理官ハ株主總會其ノ他ノ重要ナル會議ニ出席
 シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
- 第二十七條 會社ハ左ノ事項ニ付テハ經濟部大臣ノ認可ヲ受ケヘシ
 一 每營業年度ノ事業計畫(電力法第七條ノ實施計畫ヲ除ク)資金
 計畫並ニ其ノ變更
- 二 每營業年度ノ收支豫算及決算
- 三 定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集並ニ合併及解散ノ決
 議
- 四 事業資金ノ長期借入
- 五 重要財産ノ處分又ハ擔保ノ供與
- 第二十八條 前項第二號ノ決議ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受タルニ非サレバ其ノ效
 カラ生ゼズ
- 第二十九條 經濟部大臣ハ會社ノ業務ニ關シ統制上又ハ監督上必要
 ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第三十條 經濟部大臣ハ會社ノ決議ヲ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ

五七

公益ヲ害スルト認ムルトキ、其ノ決議ヲ取消スコトヲ得
 政府ハ會社ノ會長、理事長、副理事長、理事又ハ監事ノ行為カ法
 令定款又ハ本法ニ依ル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルト認ムルトキ
 ハ之ヲ解任スルコトヲ得

附 則
 第二十三條 本法ハ康徳十一年四月一日ヨリノ施行ス但シ第二十
 四條乃至第二十九條ノ規定ハ公布ノ日ヨリノ施行ス
 第二十四條 會社ハ額定資本額ノ千五萬圓ノ資本増加其ノ他本法ノ
 定ムル所ニ依リ定款ノ變更ヲ爲ス
 第二十五條 前條ノ資本増加ノ金額ハ政府ノ引受タルモノトス
 第二十六條 政府ハ前條ノ引受ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有ニ
 係ル水力電氣建設事業計ニ賜スル水力電氣設備其ノ他ノ財産並
 ニ滿洲鐵道水力發電株式會社及朝鮮鐵道水力發電株式會社ノ
 株式ヲ會社ニ出資スルコトヲ得
 第二十七條 前條ノ出資ノ目的タル財産ノ評價ハ政府ノ任命又ハ委
 嘱タル委員ニ於テ之ヲナスモノトス
 第二十八條 政府ハ現物出資ノ給付及引受株ノ第一回ノ拂込ヲ康徳
 十一年四月一日迄ニ爲ス
 第二十九條 會社法第二百十條、第二百十八條及第二百二十條乃至

第二百二十二條ノ規定ハ第二十四條ノ規定ニ依ル資本増加其ノ他
 定款ノ變更ヲ爲ス場合ニ之ヲ適用セス
 第三十條 第二十六條ノ規定ニ依ル政府ノ出資ニ係ル不動産ノ權利
 ノ設定又ハ移轉ニ關スル契稅、不動産登記稅又ハ不動産登記稅ハ
 之ヲ課セス
 第三十一條 本法施行ノ際現ニ理事長及副理事長タル者ハ其ノ任期
 滿期特別市其ノ他ノ地方團體ハ前項ノ不動産ノ取得ニ關シ地方稅
 ノ課スルコトヲ得ス
 第三十二條 本法施行ノ際現ニ理事長及副理事長タル者ハ其ノ任期
 滿期特別市其ノ他ノ地方團體ハ前項ノ不動産ノ取得ニ關シ地方稅
 ノ課スルコトヲ得ス
 第三十三條 本法施行ノ際現ニ理事長及副理事長タル者ハ其ノ任期
 滿期特別市其ノ他ノ地方團體ハ前項ノ不動産ノ取得ニ關シ地方稅
 ノ課スルコトヲ得ス

滿洲電業株式會社定款

第一章 總 則
 第一條 本會社ハ滿洲電業株式會社ト稱シ康徳七年勅令第三三七號
 滿洲電業株式會社法ニ准據セル特殊法人トス
 第二條 本社ハ左ノ事業ヲ營ムコトヲ目的トス
 一、電力ノ生産及供給
 二、前號ニ附帯スル事業
 三、同種事業ニ對スル投資又ハ融資
 四、電氣化學工業其ノ他關係事業ニ對スル投資又ハ融資
 第三條 本會社ノ資本ノ額ハ日本國通貨六億四千萬圓トス
 第四條 本會社ハ本社ヲ新京ニ置キ支社ヲ奉天、大連、哈爾濱、新
 京、齊齊哈爾及牡丹江ニ、支店ヲ奉天、瀋陽、鞍山、安東、錦州、
 承德、吉林、四平、通化、北安、海拉爾、開通、佳木斯及東安ニ置キ

第五章 株 式
 第五條 本會社ノ公告ハ之ヲ政府公報及日本產業經濟ニ掲載ス
 第六條 本會社ノ資本ハ之ヲ二千八百八十萬株ニ分テ一株ノ金額ヲ
 金五十圓トス
 第七條 本會社ノ株式ハ滿日兩國ノ政府、公共團體又ハ國民及兩國
 ノ法人ニシテ社員ノ半數以上、業務ヲ執行スル社員若ハ職員ノ半
 數以上又ハ議決權ノ過半數力兩國ノ政府、公共團體、國民又ハ法
 人ニ屬スルモノニ限リ之ヲ有スルコトヲ得
 本會社ノ株主ニシテ前項ノ資格ヲ喪失シタノトキハ過期ナク其ノ
 旨ヲ本會社ニ通知シ且三箇月以内ニ其ノ所有スル株式ヲ讓渡スル
 コトヲ要ス若シ其ノ株式ヲ讓渡セサルトキハ本會社ニ株券ヲ提出
 セシメ會社ハ之ヲ賣却シ賣却ニ依リテ得タル金額ハ賣却費用ヲ控

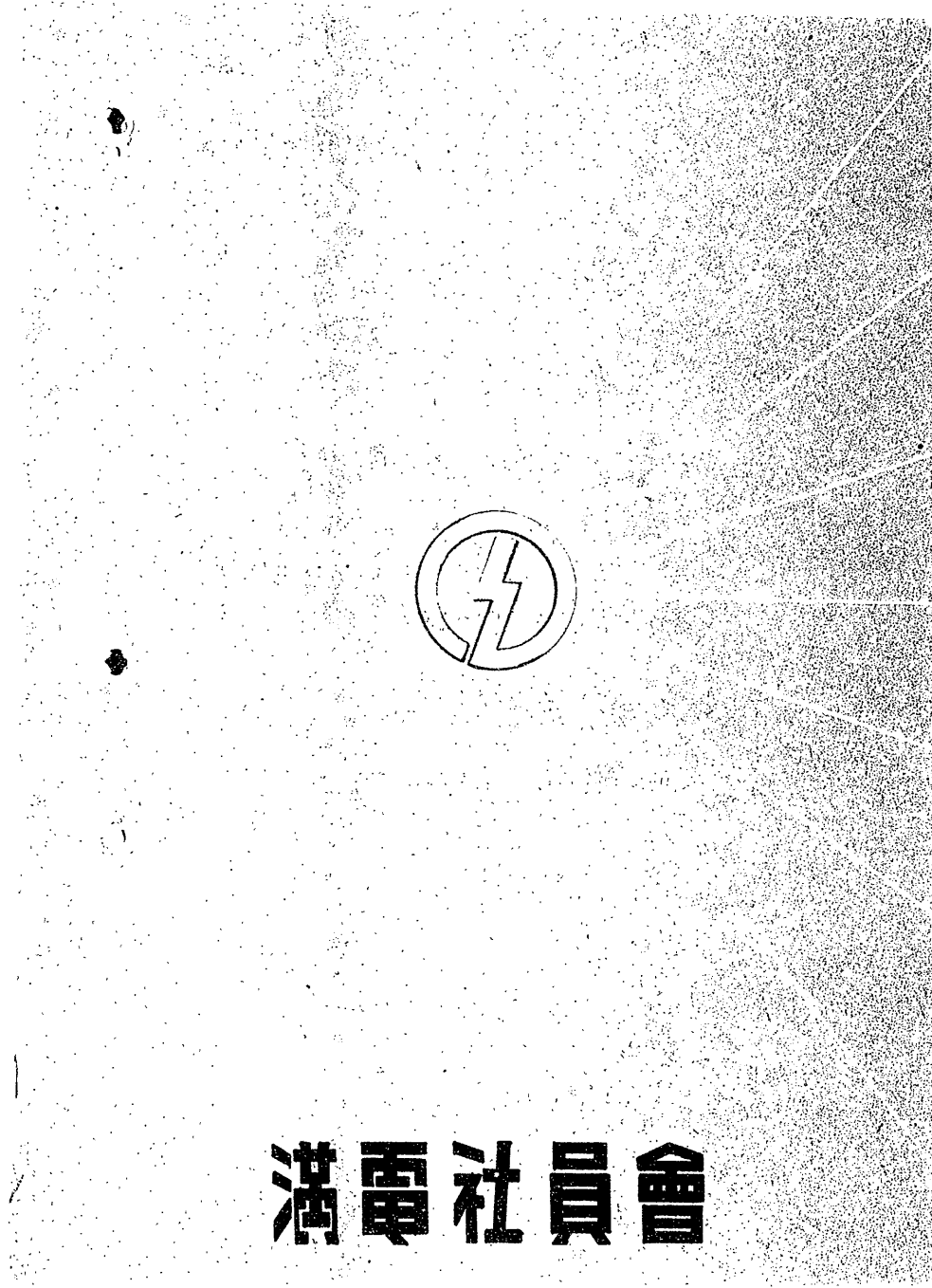
康	元	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
十	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
十	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
十	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
十	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
十	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

除シ其ノ額額ヲ交付ス此ノ場合ニ於テハ名義書換停止期間中ト雖
モ名義書換ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニシテ株主其ノ株式ヲ譲渡セス又ハ株式ヲ會社ニ提出
セサルトキハ會社ハ其ノ株式ヲ無効トシテ之ヲ公告シ別ニ新株式
ヲ發行シ之ニ依リ前項ニ定メタル手續ヲ履行ス
第八條 本會社ハ額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行スルコトヲ得
第九條 本會社ノ株式ハ總テ記名式トシ一株式、五株式、十株式、
五十株式、一百株式、一千株式、一萬株式、十萬株式及百萬株式
ノ九種トス
第十條 株主ノ第一回拂込ノ金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得
第二回以後ノ拂込金額、期日及方法ハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定
メ少クトモ一箇月前ニ各株主ニ之ヲ通知シ渡スルコトヲ要ス
第十一條 株主拂込ノ期日迄ニ株金ノ拂込ヲ爲ササルトキハ其ノ拂
込ムヘキ金額ニ對シ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込日ニ至ル迄金百圓ニ
付一日金四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ徵收ス
第十二條 株式ヲ譲渡ケタル者其ノ名義書換ヲ請求スルトキハ本會
社所定ノ名義書換請求書ニ株式ヲ添附シ本會社ニ提出スヘシ
相續、遺贈其ノ他法律上ノ手續ニ依リ株式ヲ取得シタル者其ノ名
義書換ヲ請求スルトキハ本會社所定ノ名義書換請求書ニ其ノ取得
ノ證據又ハ各其ノ抹消ハ左記各號ノ期間ヲ停止ス
一、定時株主總會ヲ招集スルトキハ總會日日前四十日以内ニ於テ
本會社ノ定ムル日ヨリ總會日ノ翌日迄
二、第三十四條ニ依リ分配金ノ拂渡ヲ爲ストキハ十一月十一日ヨ
リ十二月十五日迄
前項ノ外必要アルトキハ豫メ公告ノ上株式ノ名義書換及信託財産
ノ表示、質權ノ設定若ハ移轉ヲ登錄スル各其ノ抹消ヲ停止ス
第三章 株主總會
第十八條 本會社ノ定時總會ハ毎年六月、臨時總會ハ必要アル毎ニ
會長ヲ招集ス
第十九條 總會ノ議長ハ會長ニ當ル會理事務アルトキハ理事會長之
ニ當ル
第二十條 各株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス
第二十一條 總會ノ決議ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外出席
シタル株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ
議長ノ決スル所ニ依ル
第二十二條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ他ノ出席株主ニ委任シテ其
ノ議決權ヲ行使セシムルコトヲ得但シ委任狀ヲ以テ其ノ代理權ヲ
證明セシムヘシ
ノ事項ヲ證スベキ書類及株式ヲ添附シテ本會社ニ提出スヘシ
名義書換ノ手数料ハ株式一枚ニ付金十錢トス
第十三條 株式ニ付信託財産ヲ表示、質權ノ設定若ハ移轉ヲ登錄ス
ル各其ノ抹消ヲ請求スル者ハ本會社所定ノ請求書ニ株式ヲ添附シ
テ本會社ニ提出スヘシ
前項ノ登錄及抹消ノ手数料ハ株式一枚ニ付金十錢トス
第十四條 株式ノ損傷又ハ分合ノ爲新株式トノ引換ヲ請求スル者ハ
其ノ事由ヲ明記シタル書面ニ其ノ株式ヲ添附シテ本會社ニ提出ス
ヘシ
株式引換ノ手数料ハ新株式一枚ニ付金五十錢トス
第十五條 株式遺失ノ爲新株式ヲ交付ヲ請求スル者ハ除裁判決ヲ得
タル本會社所定ノ請求書ニ其ノ事由ヲ明記シ且除裁判決ノ正本
又ハ認證アル證書ヲ添附シテ本會社ニ提出スヘシ
新株式交付ノ手数料ハ新株式一枚ニ付金五十錢トス
第十六條 株主、質權者又ハ法定代理人ハ其ノ氏名、住所及印鑑ヲ
本會社ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
法定代理人前項ノ届出ヲ爲ストキハ其ノ資格ヲ證スヘキ書面ヲ併
セ提出スヘシ
第十七條 株式ノ名義書換及信託財産ノ表示、質權ノ設定若ハ移轉

第四章 役員

第二十三條 本會社ニ左ノ役員ヲ設ク
會 長 一人 理事長 一人
副 理 會 長 一人 理 事 八人以内
監 事 三人以内
第二十四條 會長、理事長、副理事長理事及監事ハ政府之ヲ任命ス
第二十五條 會長、理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ
任期ハ二年トス
第二十六條 (前略)
第二十七條 會長ハ會社ヲ代表シ其ノ職務ヲ統轄ス但シ會社ノ常務
ニ付テハ理事會長ヲ代表ス
理事長ハ會長ヲ輔佐シテ會社ノ業務ヲ總理シ會長缺員ノトキ又ハ
事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行又ハ代理ス
副理事長ハ理事長ヲ輔佐シテ會社ノ業務ヲ總理シ理事長缺員ノト
キ又ハ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行又ハ代理ス
理事ハ理事長及副理事長ヲ輔佐シテ會社ノ業務ヲ管理ス
監事ハ副理事長共ニ缺員ノトキ又ハ事故アルトキハ經濟部大臣
ノ指定スル理事其ノ職務ヲ代行又ハ代理ス
監事ハ會社ノ業務ヲ監督ス

第二十八條 理事會ハ會長、理事長、副理事長及理事ヲ以テ組織シ
重要ナル社務ヲ決議ス
理事會ノ議長ハ會長ニ當リ會長事故アルトキハ理事長ニ當リ
理事會ノ議事ハ議長ノ統制ニ依リテ決ス
第二十九條 會長、理事長、副理事長、理事及監事ノ報酬及手當ノ
額ハ政府ノヲ定ム
第三十條 會長、理事長、副理事長、及監事ハ經濟部大臣ノ認可ヲ
受クルニ非サレバ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス
第五章 計 算
第三十一條 本會社ノ營業年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄
トシ其ノ末日ヲ以テ決算期トス
第三十二條 本會社決算期ニ於ケル繰入金ヨリ繰損金ヲ控除シタル
繰上リ利益金トシ左ノ如ク處分ス
一、法定積立金 利益金ノ百分ノ五以上
二、従業員退職給與積立金 若干
三、役員賞與金 若干
四、利益金ヨリ前各號ノ金額ヲ控除シタル繰上リ前營業年度繰上
金ヲ加ヘタル金額ハ之ヲ株主配當金、特別積立金又ハ次年度繰
上金トス
第三十三條 株主配當金ハ政府所有ノ株式六百四十萬株ニ對ス
ル配當率ハ當分ノ間政府ノ配當一部超過ニ依リテ他ノ株式ニ對
シ低率トス但シ年四分五厘ヲ下ラサルモノトス
第三十四條 株主配當金ハ毎年六月一日現在ノ株主名簿ニ登錄セラ
レタル株主又ハ質權者ニ拂渡スモノトス
第三十五條 本會社ハ當該營業年度ノ利益配當ヲ確實ニ爲シ得ヘキ
見込アルトキハ其ノ營業年度經過前一回ヲ限リ一定ノ時期ニ於テ
拂込金額ニ見込配當率ノ二分ノ一ヲ乘シタル金額ヲ分配スルコト
ヲ得ルモノトス
前項ノ規定ニ依ル分配金ハ毎年十二月一日現在ノ株主名簿ニ登錄
セラレタル株主又ハ質權者ニ之ヲ拂渡スモノトス
前二項ノ規定ニ依リ拂渡シタル分配金ハ當該營業年度ノ會社ノ計
算ニ付テハ之ヲ會社財産ト看做シ定時株主總會ニ於テハ此ノ計算
ニ基キ利益ノ配當ヲ決議スルモノトス但シ株主又ハ質權者ニ對ス
ル利益配當金ノ拂渡ハ其ノ異動ニ拘ラス其ノ金額ヨリ第一項ノ規
定ニ依リ分配シタル金額ヲ控除シタル繰上リ金額ニ依リテ之ヲ爲
スモノトス
第三十六條 株主配當金及第三十四條ニ依ル分配金ハ支拂期日後滿
三年ヲ經テ請求ナキトキハ本會社ノ所得トス



E-0646

0102

一 會社名 滿洲電信電話株式會社
 二 所在地 新京特別市大同大街六〇一號
 三 設立年月日 昭和八年八月三十一日
 四 責任者名 取締役 總裁 吉田 眞
 副總裁 進藤 誠一
 理事 瀨田 常男
 小澤 俊康
 大內 誠三
 小田 正治
 巴 金保
 董 鏡舒
 監查役 監事 張 景弼
 田 中 麟太郎

五 資本金及所有者内訳
 公稱資本金 貳 億 圓 四百萬株
 所有者内訳

日本國政府 百萬五千株 (五〇圓拂込済) 五十五萬五千株
 (一二圓五〇錢) 四十五萬株
 滿洲國政府 七十九萬五千株 (五〇圓拂込済) 三十四萬五千株
 (一二圓五〇錢) 四十五萬株
 民 間 二百二十萬株 (五〇圓拂込済) 一一〇萬株
 (一二圓五〇錢) 一一〇萬株

六 公稱資本金及拂込済額
 公稱資本金 貳 億 圓
 拂込済額 金壹億貳千五百萬圓

七 營業目 滿洲及關東州ニ於ケル有線電信、電話、放送及之ニ附帯スル事



八、從業員數

約二萬 日人約一萬五千 滿人約七千

九、法人格

日、滿兩國法人

一〇、財產目錄

別冊參照

一一、資產負債表

昭和二十年
康德十二年 三月



第十二回定時株主總會報告書

- 一、營業報告書
- 二、財産目錄
- 三、貸借對照表
- 四、損益計算書
- 五、利益金處分

滿洲電信電話株式會社

E-0646

0105

第十二回定時株主總會報告書

昭和十九年度(第十二年度) 自昭和十九年一月一日
至昭和十九年十二月三十一日

新京特別市順天區大同大街六〇一號

滿洲電信電話株式會社

昭和十九年度之會計ヲ決算シ營業報告書貸借對照表財産目錄損益計算書及利益處分ニ係ル計算書ヲ掲ゲ株主各位ニ報告ス

營業報告書

第十二回定時株主總會

昭和十九年三月二十九日第廿一回定時株主總會ヲ開催シ昭和十八年度之營業報告書財産目錄貸借對照表及損益計算書承認ノ件利益金處分ノ件ヲ可決セリ

第五回臨時株主總會
 昭和十九年九月二十五日第五回臨時株主總會ヲ開催シ社債募集ノ件定款變更ノ件ヲ可決セリ
 登記事項
 本年度中ニ於テ登記セル事項左ノ如シ

監査役變更ノ件第一回社債全額償還ノ件第六八九七十二回社債各一部償還ノ件第十六回國幣
 第一次兩社債募集ノ件
 認可事項

- 本年度中ニ於テ日滿兩國政府ヨリ認可ヲ受ケタル事項三十餘件中主ナルモノ次ノ如シ
- (1) 昭和十八年度決算及利益金處分ノ件
 - (2) 監査役選任ノ件
 - (3) 監事選任ノ件
 - (4) 昭和十九年度追加豫算ノ件
 - (5) 新株第四回拂込ノ件
 - (6) 定款變更ノ件
 - (7) 昭和二十年年度豫算ノ件

(8) 電報規程改正ノ件
 (9) 電話規程改正ノ件

(10) 放送聴取規程改正ノ件
 (二) 事業
 昭和十九年度ヲ起シテ防衛態勢ヲ強化充實ニ結集シ起業遂行上幾多ノ障礙ニ遭遇セルニ拘ル
 フ次第ニテ先服務豫定量ノ大部分ヲ完遂セリ營業ニ於テハ業務收入一億一千三百萬圓業務支
 出一億四百萬圓ニシテ差引利益金九百萬圓トナレリ。

電信電話放送ノ業務ニ於テハ氣力決戦對策ヲ強化シ特ニ空襲時ニ於ル防衛通信ノ疏通警報ノ傳
 達ニハ高邁邁ヲ期シタリ。本年年度中ニ於テハ業務收入一億一千三百萬圓ニシテ本年度末迄ノ社外投資總額ハ
 一千一百二十五萬圓トナレリ。

(三) 會計
 資本金及株式 (昭和十九年十二月三十一日現在)



資本金 舊株 壹千億圓
 新株 貳百億圓
 新株式第四回拂込 昭和三十九年十月三十一日現在
 昭和三十九年十月三十一日現在 新株式第四回拂込金壹千貳百五拾萬圓壹株ニ付拾貳圓五拾錢ヲ徴收シ好成績裡テ拂込ノ完了ヲ見タリ
 本年度内ニ於テ第十六回並ニ第一次圓幣兩社債計三千九百萬圓ヲ募集シ第一回ヨリノ發行總額壹億參千九百萬圓トナレタモ其ノ中償還セザルモノ合計壹千壹百八拾五萬圓ヲ差引キ社債現有高ハ壹億貳千七百拾五萬圓ナリ
 株主數及移動株主數
 昭和三十九年末現在株主數ハ七千九百餘名ニシテ本年度中ニ於テ移動數ハ舊株五萬、新株四萬五千計汎萬五千株ナリ

一、財 産 目 録 (昭和十九年十二月三十一日現在)

種類	摘要	金額
固定資産	電信ニ關スル施設一切	二〇八、三二五、四五〇・一〇
電信施設	電話ニ關スル施設一切	一八、六六六、一〇〇・五
電信施設	放送ニ關スル施設一切	二九、七四五、〇九三・六
電信施設	電信電話送ニ關スル施設一切	一一、二九一、三四一・九六
電信施設	工作ニ關スル施設一切	三、四七三、二二七・四九
電信施設	事務所ニ關スル施設一切	一、〇二六、四三六・一六
電信施設	倉庫ニ關スル施設一切	六、一〇四、〇九三・〇六
電信施設	厚生諸施設	三、八九四、九五六・七〇
電信施設	建設工事費	六、八五六、〇七五・三三
電信施設	滿洲電氣建物株式會社外ニ對スル貸付金	二七、九五三、一三八・三三
電信施設	業務諸料未收金、受託工事代未收金其他	一四、五六八、〇〇〇・〇〇
電信施設	家賃借入敷金其他	一〇、五三四、三三七・三五
電信施設	工事用材料其他	三、五六一、八四〇・〇〇
電信施設		三、八七一、三四八・九五



種別	金額	要
有価証券	26,547,750.00	華北電信電話株式會社株券其他
銀行預貯金	1,505,033.40	滿洲興業銀行外附
郵便貯金	7,338,899.96	郵便貯金
現金	4,000,000.00	現金
現預金	8,850,158.80	現金
貸付金	24,775,547.25	物品内拂金、委託工事代前渡金其他
受取金	7,999,697.75	受取保證金、委託工事代前渡金其他
仕入金	26,061,917.79	貸付金、委託工事代前渡金其他
仕入金	343,767.67	物品内拂金、委託工事代前渡金其他
負債	343,767.67	負債
借入金	26,547,750.00	借入金
短期借入金	127,150,000.00	借入金
長期借入金	8,092,917.83	借入金
未払金	24,359,833.02	未払金
未払金	953,815.58	未払金
未払金	6,893,636.57	未払金

支拂手形	金額
支拂手形	265,760.00
受取金	561,144.25
社員貯蓄金	6,303,138.62
社員貯蓄金	1,033,864.10
社員貯蓄金	7,710,994.01
社員貯蓄金	209,896,224.77
社員貯蓄金	131,884,361.95

三、貸借對照表 (昭和十九年十二月三十一日現在)

借方	貸方
固定資産	100,000,000.00
固定資産	27,520,000.00
固定資産	4,620,000.00
固定資産	6,630,000.00
固定資産	7,100,000.00
流動資産	265,760.00
流動資産	561,144.25
流動資産	6,303,138.62
流動資産	1,033,864.10
流動資産	7,710,994.01
流動資産	209,896,224.77
流動資産	131,884,361.95



計	貯入品	三八七三三四六・九五	特別資金	五〇九、三五〇〇
	銀行預金	一一、二五四、八七五・〇〇	償却引當金	一六、五六七、一〇・二九
合	郵便振替貯金	一、五〇七、〇三三・四四	短期借入金	一、二七、一五〇、〇〇〇・〇〇
計	郵便貯金	七、二二八、九一九・九六	報償金	八、〇九二、九一八・三三
	現金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	預金	二四、三五九、八三三・〇二
計	受入證券	八八五、〇一五・八〇	未拂形金	九五三、八一五・五八
	仕向品	四、七五〇、〇〇〇・〇〇	支拂金	六、八九三、六三六・五七
計	社内債	七九九、六九二・七五	受入保証金	二六五、七六〇・〇〇
	仕向品	二、一〇八、九九一・七九	社員貯蓄金	五六一、一四四・二五
計	前年度繰越金	六、三〇三、一三八・六一	共済勘定金	一、〇三三、八六四・一〇
	本年度利益金	七、七二〇、九九四・〇二	假受金	七、七一〇、九九四・〇二
計	合	九〇、二一九、四〇九・七六	前年度繰越金	二、一六三、六〇二・一九
	計	三四二、七六六、五七六・七三	本年度利益金	九〇、二一九、四〇九・七六

四、損益計算書 (昭和十九年度)

一、金種	金九百貳萬九千四百九十九圓七拾六錢	資本	金九百貳萬九千四百九十九圓七拾六錢
二、金種	金九千九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢	利	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢
三、金種	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢	利息	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢
四、金種	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢	雜	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢
五、金種	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢	損	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢
六、金種	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢	益	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢
七、金種	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢	金	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢
八、金種	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢	差引利益金	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢
九、金種	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢	金	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢
十、金種	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢	金	金九百貳拾壹萬七千五百拾六圓四拾錢



五、利益金處分 (昭和十九年度)

一、金九百貳萬九千四百九拾七圓七錢九厘
 一、金貳百拾貳萬參千六百貳圓拾九錢九厘
 計、金壹萬貳千壹百九拾九圓九錢九厘
 之、伊達分以如左如右
 金八拾萬圓
 一、金壹百萬圓
 一、金拾伍萬六千圓
 一、金五百參拾貳萬五千圓
 一、金壹百拾萬圓
 一、金壹百五十萬圓
 一、金壹萬貳千壹百九拾九圓九錢九厘

右之通候也

昭和二十年三月、貴益情蒙書、(昭和十九年度)

本年度利益金
 前年度繰越金
 法定積立金
 社員退職給與積立金
 役員賞與金
 株主配當金
 配當平均準備積立金
 特別積立金
 本年度繰越金

右承認候也

昭和二十年三月

取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	監査役
廣 瀨	進 藤	瀨 田	小 澤	壽 明	大 内	張 景	田 中
助 一	誠 男	常 康	俊 阿	誠 三	誠 三	景 太郎	太郎

